

平成29年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年9月7日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	町民課長 斉藤明美	企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦	建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸	会計管理者 市川清美	
たてしな保育園園長 中谷秀美	観光事業推進室長 阿部文秀	
庶務係長 竹重和明	代表監査委員 寺島秀勝	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時40分

議長（西藤 努君） おはようございます。これから9月7日、本日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラによる撮影及び広報たてしなの写真撮影を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（西藤 努君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、10人の議員から一般質問の通告がなされています。

質問は通告順に行いますが、本日は通告順5番まで行います。

最初に、**3番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 移住・定住政策について**

2. 空き家対策についての2件です。

質問席から願います。3番、今井 清君。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

おはようございます。3番、今井 清です。通告に従い質問いたします。

移住・定住政策について伺います。

少子高齢化は、今や東京都も含め全国的な傾向となり、立科町の人口も8月1日現在7,366人と、毎年減少が続いています。このままでは地域の衰退は免れない現状となり、そのため、このところ全国どこの市町村でも移住・定住政策に力を注いでいます。当町の移住・定住政策について、基本的な考え方について町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。ただいまの移住・定住政策の基本的な考え方についてお答えをいたします。

折に触れて申し上げておりますが、私は就任以来、「住んで良かった」「訪れて良かった」という町づくりを目指し、本年度は「子育てしやすい町づくり」「定住移住したくなる町づくり」に、「誰にも優しく健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくり」を加えて、重点指針として事業を推進してきております。中でも「定住移住したくなる町づくり」は、人口減少という大きな課題に、若者の定住や移住を増やすことにより、社会減を少しでも少なくすることを目指しております。

移住定住と全国的に取り組みが進められておりますが、私は、「定住移住したくな

る町づくり」と変えて取り組んでいる思いは、立科町に暮らすことに幸せや喜びを感じられる町をつくり、ふるさと立科から離れて暮らしている人たちや若者たちが帰ってこられる、帰ってきたくなる町をつくり、そして、愛する立科町を次世代に引き継いでいくことを基本的な考えとしております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 基本的なところで「定住移住したくなる町づくり」というのを方針として掲げていらっしゃると思いますが、立科町でも地方創生加速化交付金により、移住体験住宅を新設しました。2部屋用意されていて、真ん中には交流スペースが設置されたとてもすばらしい施設ができた大変喜んでおりますが、さて、この施設、実際にどのくらい利用されているのか、その利用実績について企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） お答えします。

移住体験住宅の利用実績ということでございますが、昨年4月から施設の利用を開始しておりまして、昨年度は13組30名の利用実績でした。本年度は今のところ2組5名ほどの利用実績、利用状況となっております。また、今月2組の利用の申し込みがございます。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のご回答では、今年は今のところ2組しかないというように、大変ちょっと利用実績が少ないと思っています。せっかく新設されて、料金も無料でございます。それにもかかわらず、昨年と比べても大変少ない2組という利用実績では、とてもこの施設が有効に活用されているということにはならないと私は思います。町のホームページ等でも内容については紹介されていますが、この施設の広報については、どのようなPRをおこなっているのか企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 町のホームページを初め、町外での物産イベントですとか移住セミナー等でチラシの配布、また、ふるさと回帰支援センター等で印刷物の配布等を行っております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、ふるさと回帰支援センターというお話がありましたが、東京都には認定NPO法人ふるさと回帰支援センターというのがございます。ふるさと回帰支援センターでは、地方暮らしやIターン、Uターン、地域と交流を深めたい皆さんをサポートするために、全国850地域と連携して地域の状況を提供し、都市と農村の橋渡しを行っています。この8月には、小海町や飯山市の出張相談デスクもオープンしました。ふるさと回帰支援センターとの連携について、現在の状況を企画課長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） ふるさと回帰支援センターとの連携ということですが、従来から年に数回は、県の楽園信州等の主催によりまして、ふるさと回帰支援センターを会場とした移住セミナー等に参加しております。また、本年度は新たにふるさと回帰支援センターの正会員として登録をさせていただきました。その相談員の方とも連携をして、町の情報発信をしております。また、出張相談デスクについても本年度行う予定でございます。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えで、移住セミナーを年数回、それから正会員として今年は登録したいというようなお話だったと思いますが、ふるさと回帰支援センターはとても人気が強いですね。全国ネットの組織でございまして、田舎暮らしに憧れる方が毎日多く訪れる施設でございます。この相談会場は、毎日いろいろな相談が行われているわけですが、このやっぱりふるさと回帰支援センター、ホームページ等もごらんになっていただきたいと思いますが、こういった組織にホームページをリンクするとかそういったことも必要だと考えますが、そのようなことは考えていらっしゃるのか、企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 特にリンクという形ではしていないかと思っておりますが、今年正会員になったということで、新たな取り組みができるかとは思っております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、情報化の時代と言われております。ホームページだけではなくて、スマホですとかそういったもので若い方は情報を得ているわけでございます。できるだけそういった露出度を上げさせていただくというような取り組みを、ぜひこれから検討していただきたいと思っております。

さて、移住体験住宅利用者につきましては、利用した際にアンケート調査をされていると思いますが、どのような内容であって、その回答はどんなものがあつたのか、また、利用者の中で具体的に移住希望の話があつたのか、企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 移住体験住宅を利用された方へのアンケートということでございます。内容につきましては、どちらから来られたのか、これまでに立科町を訪れたことはあるか、移住体験住宅をどのようにして知ったか、立科町以外で移住体験住宅を利用したことがあるか、移住を考える理由は何か、移住体験住宅を利用する目的は何か、どのような家族構成で移住を検討しているのか、移住の時期についてどのように考えているか、どのような住宅を希望しているか、移住体験住宅を利用しての感想、また、立科町についての感想とかイメージを自由記述でというようなことでアンケートを出していただいております。

また、その回答についてですが、サンプル数は少ないわけですが、どこから来た

のかという問いに対しましては、利用者全員が県外で、特に関東方面が多く、以前にも立科町を訪れたことがあるという方は7割、移住体験住宅を何で知ったかという問いに対しては、9割の方が立科町のホームページと答えております。移住を考える理由としては、複数回答ではありますが、それぞれ5割の方が田舎暮らしをしたい、気候風土のよい環境に住みたいと答えており、それぞれ3割の方が定年後のスローライフあるいは農業等の事業を始めたいと答えております。移住体験住宅を利用する目的はという問いには、9割の方が気候・自然環境を知りたいと答えており、次いで、それぞれ5割の方が土地や住宅の事情を知りたい、あるいは買い物の環境を知りたいと答えております。また、移住しようとする家族構成は、6割の方が夫婦2人と答えており、移住時期については、他の地域を見てからという答えが最も多く、希望する住宅は、中古の一戸建てという回答が最も多く、古民家、新築一戸建てを希望する回答もありました。なお、アパートをとという回答をしたのは2割弱でした。移住体験住宅の利用者で具体的に移住を希望したいという話がありますが、実際に移住をしたという案件は、残念ながらございません。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまのお答えで、体験住宅を利用した方は、あちこちのところを体験しながら移住先を選定するというようなことを決めていると思いますが、残念ながら今のお話の中では、具体的な立科町の移住というところの話までは行かなかったというような状況だと思いますが。

さて、今、都会の若者が田舎暮らしにあこがれて、農業体験希望者が増加しています。内閣府の世論調査によりますと、調査に協力した方で、東京在住者の4割が地方への移住を検討している、または今後検討したいと考えているとの意向調査結果もありまして、移住意識の高い30代男性は、転職や退職をきっかけに、スローライフを理由として地方移住を考えている方が多いとのことでございます。スローライフとは、ゆったりと自分の人生を楽しみ、生活の質を重視するという意味で、転職として農業に取り組む若い世代が、このところ増加しています。

そこで、移住体験に農業体験プログラムをセットにしてはどうでしょうか。当然それには、地域の農業者を指導員として農家に受け入れてもらえば、人と人のつながりが生まれてくると思います。立科町の魅力は、町民皆さんの暖かさ、人柄にあるのではないのでしょうか。移住者は知らない土地に来るのですから、当然大きな不安を抱えています。この不安を少しでも解消することが、移住先の大きな決め手になるかと思われまます。農業体験プログラムを通じて知り合いができること、また相談する人ができることは大変心強いのではないのでしょうか。このことについて町長の考えをお伺いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

そのプログラムについてということですが、移住に対しての企画ですので、企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） ワーキングホリデーとか就農体験会等のイベントで農業体験に来る方も、移住体験として移住体験住宅を利用することは可能かと思っております。ユーザーたてしなの日帰り農村体験に来られる方も、移住希望のある場合は利用いただけるのかと思います。なお、移住体験住宅の利用者数の向上ということを目的にした移住体験プログラムは考えてございません。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えですと、ちょっと前向きじゃないような感じがしたんですね、移住体験プログラムはということなのですが。今も話の中で出ましたが、町づくり協議会のユーザーたてしなでは、ほっとステイ事業というのの日帰り農業体験事業を行っています。このような事業と連携することも考えられると思うんです。移住体験住宅が今よりもっと利用されて、地域の皆さんが気軽に交流をできる体制をつくることを考える取り組みが、ぜひとも必要だと私は考えます。特に交流施設のスペースも設けてあるんですが、結局今の段階で2組というような低い活用事例では、せっかくの施設は生かされていないということは明白だと思うんです。ですので、アンケート要望等もあるかと思いますが、そういった中身を取り入れて、さまざまな試みを試す必要があると私は考えますが、もう一度企画課長のお考えをお伺いします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） さまざまな取り組みということで当然考えていきたいと思っております。交流スペースについては、一応利用を希望をするときに、町民等の交流をしたいかというようなことで希望をとって、その中で希望があれば、いろんな方にお声かけをして交流を進めているという、そんな状況でございます。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の状態を申し上げますと、交流施設を利用される方は、1日は職員のほうで町内の案内をしていただけるというようなことの計画になっているようなのですが、ほかの日については、皆さんの好きに過ごしてくださいというような状況のようです。それですと、やっぱり立科町の方に接する機会がなかなかないんですね。知らないところから立科町来るわけですから、それには、人のよさというようなことからすると、人と人との交流をどうやって事業に結びつけて、立科町のよさを理解していただくには、そういった農業体験みたいなことがぜひ私は必要だと思いますので、そこの辺については、前向きにぜひ取り入れて検討していただきたいと思っております。

さて、立科町には、クラインガルテンという都市農村交流施設がございます。クラインガルテンは、都市部で生活する皆さんに安らぎと潤いの場を提供し、農業体験や

農村生活を通じて豊かなライフスタイルの実現を目的に、農林水産省の補助を受けて設置した市民農園でございます。場所は、農ん喜村の上の高台に15区画の簡易宿泊等が建設されておりまして、年間30万円で利用することができる、これは極めて人気の高い施設となっております。抽選の際には、応募者をとても上回るような人数の方が募集されていると伺っています。この施設の利用者の方に先日話を伺うと、立科町に移住したいと思っているという話を何人の方からもお伺いしました。この利用者の皆さんに移住・定住を積極的に推進するべきだと思いますが、クライנגアルテン利用者に対する聞き取り調査などを行っていますでしょうか。企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 直接の聞き取りではないんですけど、昨年度、地方創生加速化交付金事業の中で、二地域居住を視野に入れた企業・学生立科町定住移住促進事業の中でアンケート調査を実施しております。過去にクライングアルテンを利用したことがあるという方を含めて60人ほどに調査を行い、37名の方に回答を得ております。クライングアルテン利用者の居住地は、東京、千葉、埼玉、神奈川の首都圏で約9割を占めております。年代としては60代から70代が9割を占めておりますが、中には30代、40代の方もおられます。家族形態としては夫婦のみ、または夫婦と子供の2世帯同居がそれぞれ4割を占めております。クライングアルテンを知ったきっかけは、やはり町のホームページ、知人や家族の口コミで知ったという方がそれぞれ3割程度ございました。利用目的は、クライングアルテンを拠点に町内外の観光施設や温泉、アウトドア・レクリエーションを楽しみたいという回答が約8割を占め、複数回答で農作業をしたい・学びたいが6割という回答でした。田舎暮らしや移住・地域居住に関する意向については、立科町を移住の候補地としたいという回答をした方が5名、14%ほどでした。移住を希望しながら住居物件の確保ができなかったということで、断念したケースもあったようです。回答者の中で実際に立科町に移住された方が3名、町外に移住された方が3名ですが、その反面、移住は考えていないと回答した方が12名ほどおりました。移住を検討されている方に対しては、できる限り情報提供をしていきたいと考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） クライングアルテンの利用期間は、最長5年でございます。5年間利用した場合につきましては、まだ継続したいと思っても、これはできません。利用者の中には、立科町が気に入って、移住するための住宅を探しましたが、見つからないために町外に物件を探して移ってしまったというようなお話を聞きました。今の課長の答弁の中でもございましたが、このような実態について承知していますか。町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

そのことについては、私も承知をしております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） このことは、みすみす移住希望者を手放してしまうことになりまして、移住政策が私は機能していなかったのではないかと思います。どこに問題があったかと考えたときに、クラインガルテンの所管は農林課でございます。移住政策は企画課です。そのため、横のつながり、連携がうまく働かなかったのではないかと思います。利用者の情報につきまして農林課ではどのような連携を行ってきたのか、農林課長に伺います。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） お答えいたします。

クラインガルテンを通じ立科町を気に入り、立科町に移住された方、それから移住を希望されている方、これらがいるのも事実でございます。しかしながら、クラインガルテンは移住促進のために整備したのではなく、簡易休憩施設つきの滞在型市民農園ということで、これは先ほど議員もおっしゃっておられましたが、都市部で生活する皆さんに安らぎと憩いの場を提供し、農業体験や地域住民とのふれあいなど、農村生活を通じて豊かなライフスタイルの実現を目指しているものでございます。利用者の皆様のそれぞれのお住まいの地域等における立科町の魅力発信にも期待をしているところでございます。

立科町が気に入って移住するための住宅を探したが見つからないため町外に移ってしまった、移住政策が機能していなかったとのご指摘でございますけれども、空き家物件があったにもかかわらず、農林課と企画課の連携が働かず、情報の提供が遅れたためによそに移ってしまった、こういうことではなく、空き家物件そのものが少なく、相手方の望む物件がなかった、こういうことございまして、連携の不足、移住政策が機能しなかったとは思っておりません。また、クラインガルテンの利用者には、立科町への移住を考えてくださっている方もいる一方、純粹に野菜づくりや交流により農村生活を楽しまれている方も多く、全員が立科町への移住を考えているわけではありません。したがって、利用者の情報の全てをつまびらかに企画課に提供することについては適切ではないと考えてございまして、利用者からの要望ですとか移住希望等につきましては別でございまして、農林課のほうから企画課へ特段の情報連携はしておりません。当然のことですけれども、これまでも、また今後におきましても、必要に応じた情報提供、連携はしてまいります。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えでは、移住促進のための施設でないというようなことがございました。それから、利用者からの情報提供については、今後ともその辺はあまりつ

ながりを持ちたくないというような、あまり前向きではない回答だと思ったんですが、当然移住希望の情報については、利用者から希望があれば、農林課の隣の企画課に連携して問い合わせさせていただくのが行政サービスとっておりますので、職員としてはそれはやらなければならない業務と私は考えます。その点について、もう一度農林課長に伺います。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 先ほどの答弁でもそのように私お答えしたつもりでおったわけですが、今、議員のご指摘のようなことは、当然に行ってまいります。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えで、当然行っていただけるというお話なので、これは課の連携をとっていただいて、できるだけ移住定住に結びつける、これについては、当然町長の所信表明の中でございましたが、定住移住したくなる町づくりというのを掲げております。これについては、役場全体として対応すべき問題と私は考えますが、その辺について、全ての課の連携は現在とれているのでしょうか。町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

まず、私の議員から移住定住政策の基本的な考え方はという中でご発言をさせていただきましたけれども、私は、定住移住したくなる町づくりという形の中で、全国的に行われている移住定住政策とは少し違うのかなというふうに考えています。私も移住者でありますけれども、やはりこの町を愛し、この町に住むということに対して、まずは住民である立科町の町民がこの町を愛し、この町に住みたいという町づくりをまずすることが、外からの人たちもこの町を愛し、住むことにつながっていくのではないかなというふうに考えています。

また、ふるさと回帰支援センターのほうに私もお伺いをする際に、幾度となくお話をさせていただいている中で、現在ふるさと回帰支援センターのほうには、移住を望む者の問い合わせもある一方、この町の出身者である若い人たちからの問い合わせも増えてきているというふうに聞いております。だんだん人の流れが変わってきているような時代には入ってきているのかなと思っています。東京また都会に一極集中ではなく、自分たちが生まれ育った町にいずれは帰ってみたい、またそこに暮らす両親たちが、やはりそういうふうな中で高齢化をしていく中での今後のことを考えている中で、自分たちが生まれ育った町に帰っていききたいという思いもあるのかなというふうに思っています。

そういう中で、私は、各課が全て連携は行えているというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 連携を必ず行わなければ、こういった問題については対応できないと私は考えておりますので、その点については今後も継続していただきたいと思っております。

さて、クライנגアルテンと利用者につきましては、契約期間を終了する前に意向調査を実施して立科町の移住サポート支援を行う、これが私は最も有効だと思いますが、これについてはどう考えますか。企画課長に伺います。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） クライנגアルテンの利用者に意向調査ということですが、それは農林課のほうと連携をとりながら、必要に応じて行っていきたく思っています。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 先日、私は、クライングアルテンの利用者の方の収穫祭に参加させていただきました。町長も出席されていたので承知されていると思いますが、その折に、現在利用されている方で、立科町に移住または二居住生活を考えている方が4組もいらっしゃいました。既に皆さん現実に考えています。この皆さんをサポートすれば、移住につながることは確実だと思われまます。そのところを申し上げておりますが、いま一度町長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

先ほどのクライングアルテンの契約終了者の意向調査という形ですけれども、先ほど議員もおっしゃったとおり、5年という月日の中で、担当課である農林課の担当の職員も都度その方たちとお話をさせていただいている。また、隣りにある都市農村交流センター耕福館の館長も、いつもそのクライングアルテンの皆さんのために農業指導やそういうこともされていてお話を伺っている。そういうところから、意向調査をしなくても、今後皆さんがどういうお考えを持っているのかということに対しては、網羅できているかなというふうに考えております。

また、今お話があったとおり、移住を考えている方、また二地域居住を考えている方という方もいらっしゃることは承知はしております。しかし、私も先ほども申し上げたとおり、移住ということではなくて、やはり立科町の人口を増やす、これからの少子高齢化社会に打ち勝つためには、私は定住ということがやはり先にあるのかなと思っております。移住者のみなさんがこの町に定住をする意思がどこにあるのか、また二地域居住ということは、拠点はやはり都会に置きながら、この立科町に余暇を楽しみに来るといような考え方から、拠点をどちらに置くのかということ、やはり取り組み方は変わってくるというふうに考えています。二地域居住の拠点が、立科町から都会にも行きながらというような形であれば、立科町にとっても非常に人口的、また増やすことの一つの政策になるというふうに考えておりますので、そのことに関しては、しっかりと前向きに考えていながら協議をしていきたいなというふうに考え

ています。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 私、二地域居住のことだけを町長に求めているわけではなくて、移住したいって方に対してのサポート体制をとっていただきたいということを申し上げています。

先日、クライנגルテンの利用者の方から、移住したいと思っても立科町に住むところが見つからない、早急に何とかしていただきたいとの要望をたくさんの方からお伺いしました。住宅の購入や新築はハードルが高いという話もお伺いしました。都会では、住宅は購入するのではなくて、賃貸が当たり前でございます。若者世代を呼び込むためにも、移住者向けのアパートがぜひとも必要であると私は考えますが、この要望に対しまして、今後、移住者向けのアパートなどを建設する考えはございませんか。町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

幾度となくそういうふうなご質問をいただいているかなというふうに記憶をしておりますけれども、今のところ移住者を対象にした町営住宅の建設計画はございません。ニーズや費用対効果、また財源、民間事業者の動向等も注視をしながら検討はしていきたいというふうに考えております。現在ある町営住宅も、条件によっては入居できますし、土地開発公社で販売している住宅団地にも空き区画が残っております。また、それに対しての補助金も今、町のほうでは議会の皆さんにお認めいただきながら進めているというふうな状況になっております。そういうことを踏まえながら、まず、これからも案内をしていながら進めていくということが必要かなというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今現在、立科町に移住したいと思っている人がいるんでございます。移住定住は近隣市町村でも必死に取り組んでおります。せっかくの希望者を近隣市町村にとられてしまうおそれも十分考えられます。この移住希望者の切実な声を政策に生かす取り組みを今すぐ始める必要があると私は考えますが、町長の掲げる定住移住したくなる町づくりとは、その辺どのようなところなのか、もう一度お伺いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私も移住者の一人ですので、移住というからには、ある程度の覚悟を持って移り住んでいただくことが必要だというふうにも考えております。

また、今年、茂田井地区でお話を伺った折にも、茂田井の地域の皆さんに非常に熱

い支援を、支援というか協力をいただきながら、移住をされた方たちともお話を伺わさせていただきました。全く私はそういう方たちがいらっしゃるということを知らなかったわけでありまして。それは、やはりそういう人たちがみずから地域に出向きながら、地域の皆さんと触れ合っていく中で、じゃあ、こういうところに住めばどうだろうかというようなお話の中で、全く私たち行政がサポートをしなくても、そういう方たちもいらっしゃる。私もその一人だというふうに思うんですけれども、そういうふうな覚悟、この町を愛し、この町で最期まで住んでいたいという方たちは、本当に歓迎をできるかなというふうに思っております。

また、二地域居住という話もありましたが、住所を移していただかないと町にとって、まあこういうことを言っただけは何なんですけれども、メリットが見えてこないことも確かだというふうに思っております。単に都合のいい住居の提供をすることには、少し疑問を持ってもいいのかなというふうに私は考えております。まだその辺のところは、少し各課でも整理をさせていただきたいというふうに考えてもおりますし、また、ある一定の時期にこの町にという形であれば、当町には白樺高原にある別荘地もありますので、別荘を持っていただくという二地域居住の考え方も、私は選択肢の中にあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のご答弁ですと、行政がサポートをしなくてもよいようなお話の含みもございましたが、これはやっぱりどこの市町村でも今、必死にサポート体制を組んでいるのでございます。立科町がその辺をよく理解されてサポート体制をとっていないければ、やっぱりほかと比べても、移住に来たいと思っている人の気持ちを酌んであげる政策がぜひとも必要だと私は考えています。

さまざまご提案を申し上げましたが、長野県は首都圏からも近く、豊かな自然が人気で、移住相談件数が全国1位という新聞報道もございました。2年連続だそうです。県内市町村は、いずれも取り組みが盛んであることが一因だということでもございます。全国の移住の相談件数は、前年から比べましても5割も増えているということでもございます。立科町でもこの機会を逃すことなく、さまざまな手法を取り入れていただいて、前向きに移住サポート体制を強力に進めていただくよう、対応を強く求めます。

それでは、次の質問に移ります。

空き家対策について伺います。

先日、クラインガルテンの利用者の方で、今年利用契約されて、りんご農家になりたいと思っている方のお話を伺いました。その彼は会社を中途退職して、りんご農家で今研修を受けているということでもございます。その中で、住むための住宅をこちらで探しましたが、空き家バンクでは物件が見つからないため、今後、近隣市町村で探すのも仕方がないというような話を伺いました。

町のホームページでは、現在、空き家バンクとして紹介されている物件は、わずかに4件でございます。空き家を探している方からすれば、空き家バンクの物件は住める状態の物件であると認識されていると思いますが、中には痛みが激しくて、とても住める状態でない物件もあるようです。私からすれば、当然住める状態でなければ、改修費用が発生するため、借りるのは諦めますし、買う場合もリフォーム出金額が心配で、なかなか踏み切れないのではないのでしょうか。

そこで、ご提案申し上げますが、移住者がある程度住める状態にするための住宅リフォーム補助金を新設するべきではないでしょうか。特に古民家は今、大変人気となっていて、古民家カフェや古民家レストランが増えています。移住者が経営する施設が地域を活性化している事例は、数多く報道されています。中には、自分で自分の好みでリフォームしたいと思っている方もいらっしゃるでしょう。町でリフォームして家賃で返していただくことも考えられますが、この件について町長の考えを伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

空き家バンクの登録件数は、一時期に比べて非常に少なくなっております。都会と違い、すぐ住める状態での空き家ではなく、老朽化して住める状態ではなくなった物件が多いのが実態であるというふうに思っております。リフォームをしなければ住めない物件が多いのも事実ですが、それに伴い、課題もあるというふうに思っております。

詳細につきましては、企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 議員ご指摘のとおり、現在、空き家バンクの物件としてホームページに載せてある物件は4件ほどです。残念ながら、いずれも住民の方が住まなくなってから、かなりの年数を経過しているという物件ばかりでございます。ほかにも空き家バンクの登録等をお願いをしているわけですが、情報をいただいて空き家物件の所有者の方にもお願いしても、なかなか賃貸や売却に応じていただけないという現状がございます。中古物件の取り引き事案はあるようでございますけど、すぐ住める状態の物件は、民間の不動産業者の仲介によって買い手が決まってしまうというのが現状です。

現在、空き家バンクに登録されて公開している物件はいずれも建築年数が古く、かなり手直しをしないと住居として使うことが難しいという物件であることは承知しております。なお、町営住宅も入居条件がクリアできれば入居することは可能ということ、先ほど町長のほうから申し上げましたけど、それらの情報もお知らせしていくつもりではございます。

それから、古民家カフェや古民家レストランは、立地条件ですとか経営の観点もありますので一概には言えないとは思いますが、住宅リフォームに補助金を出してい

る自治体が多くあるということは承知しております。補助金額も条件もかなり幅があるようです。住宅リフォーム補助金についてはさまざまな議論があるわけですが、有効な手段の一つだとは思っております。

しかし、住宅リフォームの補助金は、ただ補助金を出せばいいというわけではないと思っております。当然議会の理解を得られるには、補助要件を十分検討しなければならないと考えております。賃貸住宅の場合、建物所有者に補助金を出すのか、借主に補助金を出すのか、どの程度のリフォームまで認めるか、補助金額を幾らにするか、リフォームの規模等にもよりますが、資産価値が上がった場合の固定資産税の負担の説明をどうするか、また耐震の問題など、固定資産税の課税については今井議員のほう詳しいと思っておりますので、また助言をお願いしたいと思っておりますが、クリアしなければならない課題が多いと思っております。

いずれにしても、リフォーム補助金については、前向きに検討はしたいと考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ぜひ前向きに検討していただいて、住宅のリフォーム補助金については、今、県内各地の市町村で導入されているところが多くなってきている現状でございます。なかなかそういったものについては、まあ補助金の関係もありますが、すぐに対応するのは難しいという場合があるかと思いますが、今後のことを考えた場合に、古い物件をそのままにしておいて空き家にしてしまうおそれは、大変損失が大きくなるおそれがあります。それについては、再利用をぜひ考えることを念頭に置いて、今後検討をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

さて、空き家につきましては、高齢のひとり暮らしで体調を崩して、子供のところ、町外に身を寄せて空き家になってしまうケースや、ご両親が亡くなって、娘さんが嫁に行ってしまう跡取りがなくなって空き家になってしまうケースなど、このところ多く目につくようになってきました。

国でも、適切に管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているため、地域住民の生命、身体、財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定しました。この法律によりまして、市町村の責務として空き家等対策計画の策定及び、これに基づく空き家に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう求められておりますが、このことにつきまして、当町の空き家等対策計画の策定はされておりますか。建設課長に伺います。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に公布し、平成27年

5月に全面施行をしております。これは、先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を推進するため、空き家等に関する施策を総合的に、かつ計画的に推進することを目的に制定をされているものでございます。空き家の再活用あるいは空き家の除去などが実施できます空き家再生等推進事業や空き家対策総合支援事業、これらの補助事業を活用する場合には、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます協議会の設置、空き家等対策計画の策定、地域民間事業者との連携体制の整備など、こういうことが必要となっておりまして。町内の空き家の状況等を踏まえ、研究をしてまいりたいと考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 研究をしたいということなのですが、国が、地域住民の日常生活に深刻な影響が現在出ている現状から、法律の施行をしているものでございます。小諸市では空き家等の対策協議会を設置しまして、特定空き家の判断基準マニュアルを作成しています。当町についても対策計画を策定し、対応するべき問題だと私は考えますが、このことについて町長の考えを伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

先ほど建設課長が申し上げたとおり、町内の空き家の状況などを踏まえながら研究をするようにと指示は出しております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 私の申し上げたいのは、研究はあれなのですが、ほかの町村については、もう協議会を設置しているところも多いわけでございます。それから、国では空き家等の再生の補助事業も考えています。それによりますと、中古物件については、空き家等の再生の補助事業を使って、新たに宿泊施設等になる場合について、補助をいただいて再生しているというような事例もあるわけでございます。それについては、先ほど言いましたように、協議会を設置しなければ先に進まないわけでございますが、このことについて、この協議会等の設置について、いま一度建設課長に伺います。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 近隣市町村の協議会あるいは計画の策定等、状況は把握をしております。それら近隣市町村の状況等も含めながら、引き続き研究をしてまいります。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） これは近々の問題で、私どもの集落でも、あの家が空き家になった、この家が空き家になったという、そういうような状況が本当に多くなっていく現状でございます。人の手が入っていれば問題はないんですが、さまざまな問題がこれから発

生することが危惧されるというわけです。もう崩れそうな住宅もありますし、そういった場合については、早めの政策を対応が必要だと思いますので、これについては、早急な協議会の設置等に向けた設置を望みます。

また、この法律につきましては、税制改正が行われました。以前は、住んでいない住宅であっても、住宅が建っているという理由から宅地の住宅用地の特例が適用されてきて、固定資産税が優遇されてきましたが、放置されている家屋には、倒壊による人や物への被害や景観を損ねると周辺の環境に影響を与えかねないため、一定の状態の空き家につきましては、税制の優遇をしないというような固定資産税課税の税制改正が行われました。この税制改正に伴う特定空き家等につきましては、当町の対応状況を総務課長に伺います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

ご質問につきましては、固定資産税の住宅用地特例に関する措置についてという、この件になります。これは、特定空き家等に該当する家屋に係る敷地が、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象であって、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき、町長が当該特定空き家等の所有者に対して、除却、修繕、立木の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空き家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外することになっているということでございます。住宅用地特例が200平米以下の部分は課税標準額の6分の1に、200平米を超える部分は課税標準額の3分の1に減額する特例でございます。この特例対象から外れると税額が増額することになり、空き家対策を促進するための措置となっておりますということでございます。当町では特別措置法の適用した助言や指導、また勧告や命令を出したことはございませんので、住宅用地特例の除外とはなっていないということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のところ該当にはなっていないというお話でしたが、空き家につきましては、特に管理されていない物件については、ハクビシンなど有害動物が入り込みまして、そこで繁殖して、農作物に被害を与えているという事例も増えています。倒壊や火災の危険も多くの問題が考えられますが、このことについては、その政策として今回の特定空き家施策が考えられました。この特定空き家の所有者に関する情報については、固定資産税の課税情報を内部で利用できる特例が設けられております。税だと、通常ですと部外秘ということで、ほかには漏らしてはいけないということだと思わんですが、空き家情報については、固定資産税の課税情報を伝えてもいいというような、内部利用できるというような特例でございます。今後そのような情報を共有して対応をするべき問題だと考えますが、このことにつきましては、総務課長はどの

ように考えますか。お伺いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 先ほどもご説明しましたけれども、特別措置法を適用した勧告がなされた、それに伴いまして固定資産税の特例を除外するという、こういうことになっておまして、その特別措置法の中で、所有者を特定するために固定資産税の情報を内部利用できるということになっておりますので、その段階に進んできて、所管課のほうから調査の申し入れがあった場合には、当然情報の提供をしていくという、そういうことになろうかと思えます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今後増え続ける空き家問題を解決する手法の一つとして、移住・定住の受け入れ住宅として、マッチングする取り組みがぜひとも必要であると思えます。空き家を有効活用して、空き家バンクに登録し、移住者に提供する、このことがうまく機能すれば、空き家の解消と移住定住の2つの問題に道筋が見えると思えますが、このことについて町長の考えを伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

空き家が増えている状況で、空き家を所有、有効利用することは必要なことだというふうに私も考えております。空き家バンク制度も、そのようなことから当初始まったものだというふうに考えております。空き家物件は目につくものでありますけれども、空き家の所有者の方々が、なかなか空き家バンクに住宅を提供していただけないという現状もあるというふうに思っております。

今後調査をしている中で、継続して空き家の中の登録をするしていないにかかわらず、調査をしたものに対しての追跡の調査や粘り強い交渉を重ねていくことが、その空き家を発掘をするという言い方はおかしいですけれども、掘り起こしていきながら、活用ができるように努めていくことが必要かなというふうにも考えております。

今井議員おっしゃるとおり、うまく機能すれば、空き家対策にも、また移住者対策にも有効な手段だというふうには思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） まとめますが、空き家問題につきましては、空き家バンクに登録した件数が本当に今少ない現状でございますので、この空き家バンクの登録件数を増やすこと、これをぜひ町全体に広く告知して、町民皆さんに協力していただくこと、それで空き家を有効活用すれば、所有者の方にもメリットがあることを周知して、移住対策につなげることをご提案申し上げます。

空き家対策は、現在待ったなしの現状であると私は認識しております。空き家の解消

と移住者対策を結びつけることを強く求めまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（西藤 努君） これで、3番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 教育委員会で実施している社会体育事業について**です。

質問席から願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王です。通告に従い質問をいたします。

1、教育委員会で実施している社会体育事業についての（1）といたしまして、以前も質問しているが、町民運動会の必要性について疑問が解消されない。町民運動会の必要性などについて問うとさせていただきました。

私が町民運動会について質問したのが、前回は平成27年の12月議会でした。それから2年近く経過しまして、来年度には町民運動会の開催の予定があるわけです。ここまでの間に町民運動会について賛否のご意見をいただいているのですが、運動会は必要ないというご意見が大分多いところです。

では、前回の質問と重複するところもあると思いますが、また質問をさせていただきます。

まず、町民の交流・絆ということに重きを置かれているのですが、運動会を開催するに当たり、各区の役員さんのご尽力により人を集めておられる。これは、区の力、区の団結力に依存しているわけです。絆の力があるから人を集められる、運動会で絆が強くなっているわけではない。運動会の最中もスケジュールに追われて、そこで何かがあるというふうには思えません。

段取りに追われる役員さんの苦勞のほうが想像しやすい。ほかの区との交流もあるのかといえば、これは競技で争っているのとスケジュールに追われているのとあまりなさそうです。今までやっているのでやらねばならない、それだけなのではないでしょうか。

そして、大会を運営する職員さんの負担です。休日の行事参加はお給料が出ないと聞いておりますが、ほとんどの職員さんが参加されている中で、代休はとれるのでしょうか。現在、業務のあり方にも疑問がある中で、優先順位が高いものであると言ひ

切れるのでしょうか。

もう一つは、過去にアンケートをとってあるというお話も伺っていますが、その結果というのはどういう扱いになっているのか。運動会の必要性、どこに重きを置いてお考えになられているのか町長にお伺いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

まず、運動会の必要性について問うというようなご質問だったので、この町民運動会の歴史について少し私も調べさせていただきました。

町民運動会は芦田村、横鳥村、三都和村の3村が合併をして、立科村になった昭和30年に第1回の村民運動会が開催されたというふうに聞いております。今に至っては大変歴史がある行事なんだなということを改めて感じさせていただきました。その当時は3村が合併をして、一つの新しい村として住民が、皆が力を合わせてやっていくという、そんな気概も含めて開催されたというふうに私も推測をされております。

今と昔は状況は違うというふうには思いますけれども、今日は情報化の時代で、個人でも簡単に多種多様な娯楽が楽しめる時代にはなってきております。

しかし、私は、地域のコミュニケーションが希薄をしてきていると、いろいろな会議の中で言っているように、一つの目的を持って、地域が一つにまとまるということは非常に重要なことであるというふうに考えております。その中で、私はこの町民運動会については、非常に重要な行事の一つだというふうに認識をさせていただいております。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 前回とほぼ同じような雰囲気のご答弁となっておりますけれども、やはり地域の活動の中で希薄なものが出てしまうという心配というのわかるのですけれども、前回も申しあげましたが、割と行事あるんです。

わざわざみんなが集まらなくてもいいような気もしますし、そんなに大事だったら町民運動会、毎年開催してもおかしくない、そういう議論になっていないところを見ると、何かしら負担が大分多いのではないかと思います。

時代が違うという話も前回いたしましたけれども、今、土日に働く方が非常に多い、立科町はこの地形の特性上、農業もやっておられる会社員の方も大変多い、土曜日・日曜日というのは単なる休みではなく、家の作業をする日でもあります。そういう日を使って地域の団結力を高めていく、コミュニケーションの希薄化を防ぐというのは、余ほどでない限りはなかなか難しい。

区では草刈りもしていますし、お祭りもありますし、そういう中で、そういう一つ

の日を使っていく、なかなかこれは負担の大きいところではないかと思うんです。

その中で、負担と言ってしまったので、先ほども言いましたけど、職員さんの負担というところなんです。私の知る限りですけども、町民運動会は日曜日が開催日となっております。

では、準備は前日の土曜日で間に合うのかというと、どうもそういうことではなさそうです。さらに前の日程のほうからグラウンドの整地、草むしり、その他の準備もろもろがあるということですけども、日曜日をあけて、月曜日に片づけが終わっているかということ、残っているんじゃないでしょうか。

そうすると、先ほども申し上げましたけども、業務のあり方にも疑問がある中で、業務の過多、または業務の遅延につながっていく一つの要因としてなっていくんじゃないかと思うんですけども、この行事参加に当たっての職員さんへの対策というものはちゃんとお考えになられているのかどうか、これをお伺いしたいと思います。町長、お願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議員から、また職員の負担についてご心配をいただいたことに、まことに感謝を申し上げる次第であります。しかし、町を挙げてのイベントに職員が協力をしている、今回、町民まつりのえんでこでもそうですけれども、非常に職員も一丸となってそういうものに取り組んでいくということに、前向きに私は協力をしていただいているのかなというふうに思っています。

これは、役場の職員とはいえども、やはり町民であるという意識の高さかなというふうに私は考えております。そういう中で、町政を進展する立場からも当然のことと思いますけれども、処遇等につきましては、町の規定に準じて対応をしまっておるというふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 規定に応じてということだそうですが、規定だとどうなっているんでしょうか。私もその辺の休日の扱いというのは存じ上げませんが、前月の、町民運動会の開催が大体9月です。あるとすればちょうどこの、もし今年で例えればこの週末ぐらいが開催の日程に入ってくるころだと思うんですが、その前の月にはえんでこがございます。

えんでこも職員の皆さん総出でいろんなことをされていらっしゃる。二月続けてこのような事態が訪れる、こういうことは、職員さんも楽しんでやっておられればいいんですけども、意識の高さというか、業務でやらなければいけなければ、皆さんは大人だから、やるのは普通なので、この辺はもうちょっといろんなものを酌まないといけないんじゃないかと思うんです。

嫌だと言っているからやめればというような、そんな簡単な話にしちゃまずいんですけど、行政の長として、職員負担というのをちゃんとバランスを見ながらやっていただきたいなど、これは4年に1回だけ行われる町民運動会ですけども、行事が4年に1回なわけじゃないんです。

町民運動会がない年は普通の分館対抗とかやっていますので、毎年何やかしらかの負担がかかってくる。職員さんの負担というものをしっかり考えていただかないとまずいんじゃないかなと、行政の職員なんだから、ただで働いて当たり前だみたいな気分ではやはりいけないと思うんです。

そして、こう考えますと、職員さんの話から一般の方の話に戻して開催の人集めのご苦労というのは皆さんからよく伺うところなんですけども、そろそろ少子高齢化の社会の中で、大分無理がある。あと、先ほども申し上げましたけども、土曜日・日曜日は仕事の日で、とてもじゃないけど出られない、このような方が大変多くなった場合には、不参加権というものを考えてもらうべきじゃないかと、これを区で考えてもらうべきではないかと思うんです。

例えば、今でしたら、恐らく、人が集まらなかったら、「済みません。どうしても人が集まらなくて参加できません。申しわけございませんが」みたいな話になるんじゃないかなと予想されるんですが、そうではなくて、「今回は不参加です」と区長さんに一言言ってもらって、運動会から外れると、こんなことがスムーズに行われるようになったほうが、今後の時代に適応していくんじゃないかというふうに思うのですけれども、この辺は、町長のお考えはいかがでしょう。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議員、最初に、教育委員会で実施をしている社会体育事業についてということの中で、私ばかり答えるのがいいのかなというところもありますけれども、町民運動会でするので、しっかりと私のほうでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

不参加権とか、そういう、いろいろな状況が僕はあるのかなというふうに考えています。参加をしたい人たち、また、いろいろな状況の中で参加ができない方たちもいらっしゃるというふうに考えています。

ですから、ネガティブに考えるのではなく、ポジティブに考えた中では、そういう人たちもいるけれども、参加する人たちもいるので、頑張ってみんなで協力してやっていこうよというような、私はそのプラス思考で考えていきたいなというふうに思っているのです、何らそういうふうな方がいて参加できなくても、それは仕方がないのかなというふうに考えております。

ただ、やはり皆さんで協力をしていきながら、そういう少子高齢化、非常に地域の中でも人は少なくなってくるけれども、何とか盛り上がり、今まで毎年、毎年じゃないですけど、4年に一度やっている、この間、ケーブルテレビの中でもアーカイブ

の中で、古い町民運動会の映像が再放送されていることを目にした記憶があります。

非常に懐かしい映像、まだ若いいろいろな職員の顔も見つかる中で、私たちの子供たちも参加しているものが映っていたりとか、非常に、「あのときそうだったな、おもしろかったな、風が強かったけど、でもみんなで楽しんでほこりまみれになりながらやったな」という、ああいう思い出というものもあることも事実だというふうに思っています。

私、そういうものを見ると、やはりやりたい、やっぱりやっていくということを強く願うものであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 楽しそうであるということです。楽しいということです。今回私も質問するに当たりまして、烈火のごとく町民運動会、やらないほうが良いという姿勢でやりたかったのですが、私も映像を確認したところ、参加の皆様が大変楽しそうで、これはどうしたものかと。

しかし、町民の声を伺えば、もうやらなくていいという声も確かにある。でも、行けば楽しそうと、当然です。大人ですから、せっかくとった時間、やりたくなくて、いぼつっているわけにはいきませんから、行けば楽しくやるのは当たり前なんです。私だって出れば楽しくやると思います。

でも、そんな中で考えていきますと、開催することに対する必要性、裏づけというものはたくさんつけていったほうが良いんじゃないかなと思うんです。

少し角度を変えますけれども、前回の質問したときの答弁で聞いてはいるんですけど、平成26年度の町民運動会は雨のため中止となっている。前回の質問でいただいた答弁の中では、13分館及び連合分館に事前参加交付金としてそれぞれ10万円と、戸当たり400円で、ここで238万円交付していると、そのほか消耗品や機器の借り上げ料などで大体300万超えて、320万ぐらいでしょうか、予算を使ったということは承知しております。

これは考え方によっては、お金を出したのだから、お金払うから出てきてくださいと、こんなふうにも捉えることができます。これ無理に運動会をするんだったら、4年に一度ボーナス的に区にお金をまいて、区で必要なものに使ってもらったほうが良いという考え方もあるんですけども、雨で中止になれば300万円が消えてなくなってしまう、こういうことに対して、前回も聞きましたが、予算との兼ね合いについて、お考えを町長に伺いたいと思います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 予算のことに関しては、教育委員会のほうから上がってきているものに対して査定をして、妥当だというような判断の中で予算を編成をし、また、議会の皆様にもお認めをいただいている中で決定をされているものと認識をしておるので、

考え方がどうかというよりも、そういうものは必要性に応じて上がってきているもので審議をさせていただいているというふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 予算についてはそのような観点だということで、また我々の審議にもありますので、それはそのときにいたすと思います。

では、町民運動会についての考え方の部分ですけれども、開催すべきであるという中で話を考えていくとした場合、私は中止とかしたほうがいいじゃないかと思えますけれども。

じゃ、どのように行っていくのがよいのかと、だんだん競技がレクリエーション化してきているのも映像で確認しているのでわかりますけれども、やはり優劣がつくものでやらないと、運動会としては成立にしないと思えますが、おおむね走る競技、印象としましてリレーであったりですけども、これ、映像を確認したところ、高齢の方や子供の参加が大変に少ない印象を受けます。

町民が一堂に会して行う運動会という意味合いでみんなを集めているのだとしたら、ほぼ誰でもできるスポーツの導入なども考えて検討をしていかなければならないんじゃないかと思えます。

私としましては、東御市でよく話題に上るボッチャです。このスポーツをまず導入を考えたほうがよろしいかと思えます。ボッチャは、さきに行われたパラリンピックで日本が銀メダルをとったスポーツです。障害者スポーツの印象は強いんですが、子供からお年寄り、身体障害者の方までも参加できる安全な室内スポーツなんですけれども、こういったものも考えの中に入れていかなければ、本来の町民の輪というものを求める運動の祭典にはなっていないんじゃないかと思えます。

伝統を守って今後も開催をしていくという中で考えていくなれば、競技については今までどおりというものを打ち破った新しい視点を入れながら取り入れていかなければいけないというふうなことも考えられるんですけども、こういう新しい競技の取り入れ方、今、社会体育事業についてということで聞いていますので、町民運動会に入れなくてもいいんですけども、町民運動会のほうがより皆さんが集まる、障害者の方でもできる競技を入れるということも考慮に入れたほうがいいんじゃないかと、今までどおりの協議ができる年代層と人を集めることとはまだ違う年代層を集める人が出ますけれども、こういうことも、やるのならば必要なんじゃないかという考えもあるのですが、これは、これも町長でよろしいですか。お願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 競技についていろいろと議員からのご提案をいただきました。これは教育委員会のほうで、そのことをしっかりと考えながら今後に活かしていくという形になるというふうに思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 今投げかけているだけなので、ここで結論などを求めてもしょうがないのですが、まだ町民運動会の開催については検討課題が多い、この議論のテーブルに乗らない情報もあると思いますので、町民の声なども聞きながら、また、職員さんの状態なども確認しながら、やるならばやるで問題なくできるように、問題が多いようだったら開催そのものを考え直すようにということで、とりあえず次の2番の質問を聞きたいと思います。

2番目は、各大会の開催数についてという感じです。教育委員会で開催されている社会体育事業、開催回数の伝統と、年間の開催数でしょうか、これを伺いたいと思います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

年間で行う町民対象のスポーツ大会につきましては、6月に町民ゴルフ大会、8月に少年スポーツ大会と分館対抗の球技大会、それから、10月に歩け歩け大会、2月の冬季のスポーツ大会と、計、年間で5回となっております。

町民運動会につきましては、4年に1回ということで、この町民運動会を開催する年については、分館の球技大会は行っていないという状況でございます。

町民運動会につきましては、雨天等の過去中止という年もあったわけですが、3村合併、先ほど町長の話にも出ましたが、3村合併の昭和30年に村民運動会として第1回目が開催されて、今までで合計17回開催してございます。

分館対抗球技大会につきましては、昨年度までで41回、歩け歩け大会が41回、町民ゴルフ大会が40回、それから、昨年から種目が、綱引き大会からふらばーるバレーにかわったんですが、冬季のスポーツ大会が31回。

それから、少年スポーツ大会につきましては、回数の記録がなくて、申しわけありません。何回という記録がなくてわからないわけですが、私の記憶でいきますと、小学校が統合される前からそれぞれの小学校でも分館対抗、地区対抗みたいな形でスポーツ大会が行われたと思いますので、その当時からのものは引き継がれてきているのではないかと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） どの大会もかなり伝統があるということがわかったんですけれども、伝統がある中で続けていきたいという先ほどの運動会に関しては言われましたけど、ほかの行事もみんな伝統があるので、今後の精査がすごい難しくなっていくような雰囲気ですけども、このほかに、教育委員会のほかでは、主に企画でしょうか、企画課のほうでは町民まつりのえんでこのほうもでございます。

それで、この数字に上がってきませんが、各地区では200年とか300年の伝統がある秋のお祭りもあります。この場合もそうです。人が集まるということに関して言えば、さまざまな集まりがある中で、町の行事のあり方というものは今の数字をもとにもう少し考えていっていただきたいなど、このように思います。

では、結んでいきますけれども、9月議会においてこの質問を選んだのは、来年度の予算編成が本格的に行われる前の最後の質問の機会だからです。町民運動会中止ということに向けて大きく寄せて質問をしましたけれども、開催を心待ちにしている町民の方もたくさんいらっしゃいます。これからの予算編成に向けて、しっかりと議論がされて、結論が導き出されることを期待しております。

ただ、先ほど申し上げました私の思っている問題点、ぜひ解決に向けて、解決できなければ中止ということもぜひ考慮に入れていただきながら、検討をしていきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終了といたします。

議長（西藤 努君） これで、2番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時30分です。

（午前11時37分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 自殺対策について

2. 追跡質問です。

質問席から願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。通告に従いまして2点の、本日は追跡もあわせて全て、3点になりますが、まず最初に、通告の質問をいたします。

1番目は、自殺対策についてであります。

2010年以降、日本の自殺者総数は減少傾向にありますが、依然として高く、2014年は年間2万4,000人、2016年は年間2万1,897人と、大変、多くのとうとい命が失われています。そのため、国は自殺対策基本法に基づき、平成29年7月、自殺総合対策大綱を策定し、国や自治体とともに対策にあたることとしました。

都道府県と市町村は、それぞれに自殺対策計画を定めることとされ、地域の実情に合わせて政策方針を立てることとなっています。

今後、立科町が行うことは何か伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

自殺対策基本法は、平成18年に施行され、その基本法に基づき国が推進すべき自殺対策の指針として、その翌年に自殺総合対策大綱が定められました。

その背景には、平成10年以降、自殺者が急増し、年間で全国3万人を超える事態が続いたことがあります。その後、何度かこの大綱の見直しがされてきておりますが、昨年度改正された基本法の趣旨や自殺の実態等を踏まえて、今年7月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定をされました。

基本法では、第1条で、誰も自殺に追い込まれない、追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。第2条では、自殺対策は、生きることの包括的な支援であることが明記され、新しい大綱では、地域レベルの実践的な取り組みのさらなる推進、子供・若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策のさらなる推進、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることなど、当面の取り組み、重点施策や数値目標が見直されました。

個人の問題と認識されがちな自殺は、広く社会の問題として認識がされるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてまいりました。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などのさまざまな社会的要因があり、それらは多様かつ複合的で、さまざまな要因が連鎖する中で起きていると分析をされています。

このため、自殺対策は社会における生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通して社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、対人支援、地域連携、社会制度、それぞれのレベルにおいて強力的に総合的に推進することが求められております。

これらを推進するため、今回の法改正では、県及び市町村は大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画の策定も明記されております。立科町においても、国の支援等得ながら、計画を策定し推進していくこととなります。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働することの仕組みを整備し、さらには、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者・犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援、その他の関連施策など関連する分野とともに、密接に連携した施策推進体制を目指すこととされている状況から、町といたしましても、今後の動向を注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今、大変、詳しく自殺対策大綱に対しての地域の計画についてのご答弁頂戴いたしましたので、この計画について具体的に伺うようにいたします。担当課長にお願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

こちらの計画につきましては、国の大綱に基づきまして、県の地域自殺対策計画、こちらが策定することになります。そちらの計画との整合性をとりながら、町といたしましても国から提供される実態ですとかデータをもとにして、これから策定をするという状況で進んでまいるということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、今現在は、まだ具体的な動きはないということですね。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） はい、そのようでございます。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今回、私は、大変、重い質問をさせていただいておりますが、しかしながら、この自殺対策というのは、決してその自殺者だけの問題ではなく、社会全体がその窮地に追い込まないという環境整備が重要だということでもあります。

私も、近々で、研修を受けてまいりましたところ、最後に、自殺という本当に悲しいことになってしまうには数々の要因があります。

例えば、失業者の方ですと、失業されたことによって生活苦に陥り、それから多重債務、そして、うつ状態になってどうにも答えを見つけれず、最後は自分で命を絶ってしまう。また、連帯保証人になり倒産をし、その倒産から離婚や生活不安になり、また、それが将来の自分の不安をあおり、また最後に自殺。また、労働者におかれましても、職場でのいろんな人間関係から、仕事を失敗し、そして、最後……。そのように、それぞれが複合的に要因をして、最後、ご自分で自分の命を絶つという、大変、寂しい結果になっています。

ただ、今、社会の中で、それぞれのところでサポートができていないかというところではないわけです。失業すれば、ハローワーク、また、失業保険。また、生活苦になれば、いろんな借り入れ等、ここで多重債務という形になるのはよくありませんが、いろいろ金融機関でも支援はあるし、当然、社会保険でもその支援はあります。また、そうですね、労働者の職場では、また同僚の方に相談をすとかいろいろ、決して、最後、自殺ということにまで持っていかなくても社会全体では支援をしているにもかかわらず、なぜ、このように陥ってしまうかということです。

これは、やはり横々の連携がとても不備だということです。やはり、なぜそういうふうになっていくかということで、その場その場の担当している者、また、その場そ

の場で相談を受けた友人関係が気づきを行えば、そのときにこういったところに行ったらどうかとか、いろんなサポートが本来はできたはずですが。これは後ほどのところでも、また、教育のところでも質問をしますので、また、そういった背景があるということ、まず皆さんに知っておいていただきたいと思います。

実は、長野県は、日本全国で自殺死亡率、特に、若年の方の死亡率が高いです。これは日本一番です。残念ながら、そういった実態にあるということ、教育の現場でどういうふうなことが行われているかということ、やはり謙虚に見直しをかけていかなければいけないときに来ていると思います。

私のほうでも調べさせていただきましたが、過去、立科町においても全くゼロではありませんでした。立科町の自殺者総数、これは、健康たてしな21に記載をされておりますが、自殺者総数は2003年から2010年の8年間で14名、私は、この記載されているところまでしか情報を持っておりませんので、この後は、町民課長に答弁をいただきたいのですが、平成27年の12月に第4回定例会において、私、引きこもりの社会復帰支援の取り組みについての質問をしております。このときの答弁は、「現状を踏まえ適切な支援事業が展開できるよう、関係機関と連携を密に、支援体制の充実を努める」という答弁を頂戴しております。まさしくこの答弁のとおりであります。やはり引きこもりから、本当に社会との接点を絶ってしまつてうつとなり、それから自殺になってしまう可能性がある、そこで、ここに答弁をいただいておりますように、支援事業が展開できるよう、関係機関と連携を密にと、これがまさしく立科町が、またさらにやらなければいけないことだと思っています。

そこで、担当課長に伺います。立科町の自殺対策の現状を、今、どのようにされているのか、これから計画は立てるかもしれませんが、現状を伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 立科町の自殺対策の現状でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、立科町では、健康たてしな21、立科町健康増進計画の中で、心の病気について対策を掲げております。

自殺の背景にはうつ病が多く存在していることも確認をされています。長野県の自殺者は、平成10年に500人を超えて以来、高い水準を推移しており、県の計画の数値目標は、平成29年には430人以下と設定しておりますけれども、平成28年では393人まで減少し、20年ぶりに400人を下回ったということでございます。立科町におきましても、県が全県において対策を推進しておりますので、連携を図った中で進めております。

具体的な自殺対策の内容でございますけれども、29年度計画をしておりますものを申し上げます。

まず、ゲートキーパーの養成研修を兼ねました心と命を守る研修会の開催、こちらを年2回、継続的に行っておりますけれども、今年度も開催する予定でございます。

あと、随時、実施しておりますのが、保健師等専門職によります心の健康相談、こちらは個別相談としまして実施をしております。

また、今月でございますけれども、自殺予防週間、9月10日から1週間の間でございます。それと、3月の自殺対策強化月間、こちらの時期に合わせました広報、有線放送などによる精神保健福祉普及啓発を初め、随時、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行っている状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今、立科町で行われている自殺対策というよりも、むしろ、きめ細やかな支援体制、それをもっともっと充実をさせていくことが、これから先、よりよき社会になっていくということでもありますので、足りないところはこれから計画の中で補っていただいて、しっかりと進めていただきたいと思います。

次の質問ですが、これは、またショッキングな話になります。

長野県は未成年者の自殺死亡率が全国で最も高く、大きな課題となっています。未成年層のコミュニケーション、小学生は電話、中学生はメール、高校生は無料通信アプリが最も多くなっています。

実は、公明党長野県青年局におきまして、自殺減少に寄与するために、死因の第1位が自殺という若年層の実態と意識調査を対面方式で、対象年齢は、県内10代後半から40代までの2,038人から回答を得ました。その結果は、資料のお手元に置いてあるとおりですが、この結果を踏まえ、重要と思われる対策を長野県、阿部県知事へ提言書を提出いたしました。

この取り組みを知りました無料通信アプリの株式会社から協力を要請したいとの申し出があり、連携協定が結ばれたことは新聞等で報道をされ、ご存じかと思えます。この取り組みは、長野県が全国で初めてとなり、県は無料通信アプリ、アカウントですが、ひとりで悩まないで@長野を開設いたしました。

教育委員会から、これはもう既に、取り組みが始まっていると思えますが、3番目といたしまして、若者世代の自殺対策を伺います。担当課からお願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 若者に関する自殺対策でございますけれども、確かに、長野県の状況でございますと、未成年の自殺の状況がかなり全国と比べて高いというところがございます。

町におきましても、若年層の自殺も同様でございますけれども、それ以上の町民皆さんの健康に関して取り組みをしている状況でございます。

まず、先ほど申し上げましたゲートキーパー等の養成講座につきましては、広く地域で見守っていただくための知識を得ていただくというところで、こちらの講座を受けていただいておりますけれども、若年層にかかわらず、これらの皆さんの地域で

の見守りを重点とした施策を行っているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 本当にそこです。地域で見守るということが、非常に大きな、また助けになります。教育委員会関係のちょうど小学校、立科町は保育・小・中・高連携で教育委員会、高校に関しても教育委員会の管轄になるかもしれませんが、ここから離れた子供たち、また、児童、若年層、その人たちに対してはやはり町民課の管轄になるわけですので、先ほどのゲートキーパー、また、これから、心の健康サロン、そういったものをよりよく充実していくことが最後の答えにならなくてもよいということです。

実は、この気づきというのがなかなか簡単にできないと私は思います。立科町は、大変、ありがたいことに人権教育をすごく長く続け、また、しっかりと分館人権もこれから始まりますが、やはりアンテナを立てていただいている町民が、大変、多く思っております。この事業は、どんなに参加人数が少なくなったとしても、やはり立科町の本当に自慢のできる活動だと思っておりますので、まさしく継続をして、これはちょっと話が違いますが、継続をしていくべきだと思っております。

次の、ゲートキーパーの養成についてを質問させていただきます。

ゲートキーパーの養成と充実についてということで、先ほどからも町民課長から答弁はもらっていますが、やはりアンケート調査、自殺をどうしたかというアンケート調査の中で、自殺をとどまったそのところに家族や恋人が悲しむ、これがやはりトップになったそうです。身近な人の存在が非常に大きいということです。しかし、そのゲートキーパーという相談をできる人たち、話を聞いてくれる人たちがいるということ、逆に、知らないという実態も出てきました。

先ほどの資料見ていただくと大変ありがたいんですが、まず、若年層は、4人に1人が本気で自殺を考えたことがあるという結果になっています。

次に、10代後半から20代の時期に自殺を本気で考えたことがあると。

3点目は、自殺を考えた原因、そのトップには、学校問題、そして、勤務問題、また、その他のトップの中では人間関係となっています。そして、その自殺を思いとどまったのは、やはり家族や恋人が悲しむから、そして、そのゲートキーパー、残念なことにそのゲートキーパーの存在を9割の人が知らないという、これも大変ショッキングな現実かと思えます。

今の若い世代にはゲートキーパーという存在が知られていないということは、これからしっかりと周知していかなければいけないところかもしれませんが、立科町の一般の町民の研修は、大変、活発に行われています。職員は、一般町民とは違う、また別の研修が、私は必要だと思っております。町民は、あくまでも寄り添う、横に寄り添って話を聞く。しかしながら、職員の皆さんは、直接、いろんな相談を役場で窓口と

して受ける。ということは、一番、アンテナを高くしていただければ、気づきと
いうのを一番最初に受けるのではないかと私は思っています。

そこで、これは養成ということですが、充実はしているとしましても、職員のゲートキーパーの参加、これに関してちょっと答弁をいただきたいんですが、町民課長でよろしいですか。お願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

先ほどのゲートキーパーの養成講座、開催しているという状況でございますけれども、このゲートキーパーの養成講座につきましては、町独自で行っているものと、また、佐久地域の定住自立圏の協定に基づいた養成研修も開催しております。今年も佐久地域の定住自立圏に基づいた養成研修が、10月と11月、2回で、一般の方も含めて行う予定でございます。多くの皆様の申し込みをお願いしまして、心の健康について理解を深めて、日常生活でゲートキーパーの役割を認識していただくという目的でございます。今回、定住自立圏の人材育成研修でもございますので、役場の職員、各課の職員にも伝達をしまして、受講の推進をしているところでございます。

また、今後におきましても、まだ検討しておりませんが、役場職員向けの独自のゲートキーパーの養成研修も必要かと考えてはおります。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ぜひ、その研修が実現するよう、私も期待をします。ここで、ちょっと町長に最後のせつかく町民課長が研修を考えているということですので、町長のほうから後押しの答弁を頂戴したいと思います。お願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、町民課長が答弁をしたとおり、私たちが連携を結んでいる佐久定住自立圏のほうで、そういうふうな研修が行われることは、今、議員もおっしゃったとおり、非常に私もいいことだというふうに思っています。できることであれば、私も参加をしたいなというふうに思っているぐらい、やはりこの自殺の問題、若者に対する自殺の問題というのは、さきほど行われた北佐久郡行政連絡協議会の中でも、佐久の小林保健福祉事務所長のほうからこういう実態がある、長野県の中では、非常に恥ずべきというか、残念な結果になっているというお話も伺っています。

それに対して、先ほど議員もおっしゃったように、新聞紙上の中でも、県知事のほうにああいうふうな動きの中で、やはり若者がいつも使っているソーシャル・ネットワーク（SNS）を使ったそのアプリの中でのそういう活動が、この9月10日から施行が始まるというふうに伺ってはおります。そういう中で、しっかりと若者に向けてのこの対策を練るということは、これは県もそうですし、市町村も挙げて、やはり取

り組んでいく必要があるというふうに私も考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ぜひ、残念ながら、ちょっとこの日にちに合わない方も大変いらっしゃるかと思っておりますので、これはこれで町民向けで大きくやっていただき、また、プロである職員の皆様には、やはり、また町民が受けるゲートキーパーとはちょっと内容が違ってくると思います。ぜひとも庁舎内での研修を、それも初級、中級、上級と、他の自治体では、やはり初級は一般町民と同じ研修を受け、中級、上級になりますと、やはりそこは専門職の研修になってきますので、段階を踏んで、東京の足立区になりますが、積極的にやられている、職員に限らず、いろんな社会福祉労務士とか全ての関係が受けたということもありますので、立科町の人口ではやれなくはないと私は思いますので、ぜひとも積極的な事業として捉えていただきたいと思います。

先ほど、町長に、一言、私は申し添えたいのは、自殺は、決して恥ずべきことではないです。これは、やはり自殺というのは恥ずかしくて隠してしまうものではなく、生きるという支援をいかに私たちがやれなかったか、それで最後にそういった悲しい、自分で自分の命を絶つなんていうのは最悪の自分への虐待ですので、決して恥ずべきことではなく、もちろん恥ずべきことは私どもであり、それを未然に防げなかった私たちであるということをご承知いただきたいと思います。

次に、教育次長にお伺いいたします。

5番目は、SOSの出し方に関する教育の推進ということで、質問をさせていただきました。

現在、長野県は、無料通信アプリ、ひとりで悩まないで@長野というもので、QRコードのある名刺サイズのものの中高生に全部に配布をされたと思いますが、その確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） チャイルドラインの関係でよろしいでしょうか。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） チャイルドラインは、また後ほど伺いますので、無料通信アプリのQRのこの名刺が現場に配布をされたのは、教育委員会では確認はされていませんか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 高校では配布という話はちょっとお聞きしたんですけれども、ちょっと中学のほうは確認はしてございません。済いません。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） この無料通信アプリの対象は、一応、小中一貫になっております。ぜひ確認をしてください。それで、これは、私も蓼科高校からお借りをしてきたものですが、このサイズで、ここに無料通信のアプリをダウンロードできるようになっていま

す。やはり、ただし、これが皆さんが活用するかどうかは、長野県は施行ということで、全国で初めて、やはり阿部県知事もこの問題を、大変、重く受けとめて、ぜひとも前向きにやろうということで、長野県が初の締結を結んだわけです。やってみて、やはり言葉、文字だけでは相手がどういう状況かわかりませんので、本当に施行して、また新たな課題も見えてくるわけですが、とにかく何とかしたいという、皆、大人の本当に切実な思いの中から始まったことだと思います。

教育次長に、もう1つ、お伺いしますのは、チャイルドラインというやはり電話で相談ができる仕組みがありますが、これについてのどのように把握をされているか、答弁を頂戴したいと思います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 小中学校では、これは毎年県のほうから、チャイルドライン、これは子供のための相談受付専用電話ということでその番号が記載されたカードでございますが、これを県のほうからの配布がありまして、全ての児童生徒にそれを、毎年、配っている状況です。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 私、提案をさせていただきます。毎年、配布をされるこのチャイルドラインの全国統一のフリーダイヤルですが、これをぜひ生徒手帳に記載をするということは、いかがでしょうか。やはり生徒手帳は入学をしたときに、必ず、子供たちがもらいます。そのところに、チャイルドライン、また、それ以外のいろんな支援のものが生徒手帳の後ろに記載をされて、どこかに記載をされておりましたら、一年生のおきから本当に何かあったときには、ここがというのもの、一つの知っておくというのがとても大事なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 現在、中学校の生徒手帳には総合相談窓口、県の子ども支援センター等の窓口の電話番号ですとか、また、学校生活相談センターなどの連絡先のそういったもの一覧が入っております。

今、議員からのご指摘のチャイルドラインの関係のそういったものが、また入れられるかどうかは、また学校と相談しながら検討したいと思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 教育長にお伺いをしてよろしいですか。

これから、長野県は、SOSの出し方に関する教育の推進というのを行っていくかと思いますが、実は、このSOSの出し方を学生時代に学んでおく、そうしますと、その後、自分が大きく成長、大人になったときにそのサポーターになることができる、また、周りの人を支えることができるというふうに聞いております。長野県がこれか

ら教育の推進の中でやっていくことかと思えますけれども、教育長の見解をお伺いしたいと思えます。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 私の長い教員生活の中でも、自分の学校で3名の生徒が命を失いました。自分です。さっき議員がおっしゃったとおり、原因はいっぱいありまして、学校問題にかかわる外部環境の問題もあるし、あるいは実は、ゲームをやり過ぎて命が簡単にリセットされるというつもりで自死を選んじゃう子ども、実は、います。それから、統合失調症等の病気からくる自死もあります。学校のほうでは命の大切さを訴える講演、それから、そのようにして子供を失った親の講演会等を実施していきます。

いずれにしても、すぐそばに相談できる大人がいるということが非常に大事なことだというふうに思います。先ほどいろんなところで出てきたそういう役職の方もいるし、実は、そのような自分が経験を持った人があえてそういう若者の悩みを解消したいということで、今、議員がおっしゃったように、活躍していらっしゃる若者もいっぱいいます。そういうことで、これからもそのように命の大切さを訴える授業、それから、それを何て言うんですかね、守る周りの存在、これは子供たちに伝えていければいいなというふうに思っています。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ありがとうございます。やはり子供を取り巻く環境、また、大人社会でもそうですが、社会を取り巻く環境の中でやはり自分の体に対して最大の虐待をしてしまうという行為自体、それを本当にとめたいという思いがあるにもかかわらず、なぜ、こんなに年間、何万人の方が日本全国で亡くなるのかということ。本当に小さい地域にしてみれば、少なく、また、本当に見守りができているかもしれませんが、私たちは、これからその社会の中で本当に応援をしていかなければいけないけれども、なかなかそれがとめられていない、その実態を、まず、真摯に受けとめて、それでは私たちはどうしていったらいいかという前向きな姿勢で、生きる姿勢、生きる支援を本当にしていかなければいけないと思えます。

皆さんもこの新聞はご覧になったかと思いますが、信毎の7月の20日の記事、これが、県が自殺対策のモデルを目指すという大きな記事でありましたけれども、ここに関われていますNPOのライフリンク、その代表であります清水康之代表に、私も最近お会いしてお話を聞くことができました。彼が言っているのは、長野県はこれから無料通信アプリを使った対策も検討していくけれども、やはりそれだけではトーン、相手の置かれたトーンがわからないと、極端なこといくと、「死にたい」という4文字の言葉が本当に切実なときなのか、意外と「ちょっと俺、死にてんだ」とか言って、ちょっと投げやりのなところの死にたいなのか、まだまだ遊びの段階の4文字なのか、それがなかなか見抜けない。なので、無料通信アプリでは、この声のトーンをどう読み取っていくかが、これからの課題になるだろうという話があったそうです。

これから計画を立てていますが、やはり現時点で見えてきた県の課題の中には、その担当者はいるけれども、責任的な部署がないということが最大の弱点と書いてありました。計画はつくって終わりではなく、進みぐあいや成果を精査しなければなりません。今後、担当者と管理職の二人体制は、最低限必要であるというのが、また、ここにも書いてありました。この代表の清水さんもご自分がやはり自殺をされたご本人にはどんなに話は聞けません。しかし、亡くなられた方の残された遺書を相当な数、読み込まれていまして、そこには全て「ごめんなさい」という謝罪が、その遺書の中にあつたそうです。私もちょっと話を聞いて、ちょっと本当に目頭が熱くなつたんですが、人間、死の最後のときに「ごめんなさい」という言葉を出さなければいけないときは本当につらいと思います。それで、先ほど教育長が言ってくださったように、残された家族、家族は自分の知っている人が、「ごめんなさい」と言って亡くなられたのをとめられなかったということで、自死遺族、残された自死遺族は、それはそれは長い人生の中で自分を責めていくと思います。申しわけありません。私は何としても、この自殺対策はしっかりとした歯どめをかけていただいて、立科町では、もう絶対に起きない、そういう事業に展開をしていただきたいと思います。

実は、定住自立圏との連携でありますけれども、先ほど町民課長が、自殺対策、また、啓発活動、定住自立とやっておりますけれども、これは、向こうからただただ呼びかけがあるだけではなくて、せっかく定住自立といいチャンスをいただいているので、こちらかも先方のほうへ、自分たちはこういうことで参加をしたいということでお願いをしていくというのは、いかがでしょうか。ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 定住自立圏におきまして、立科町は、保健・医療分野の取り組み事業の取り組みとして、自殺対策について連携をしております。

内容につきましては、それぞれ部会でございまして、部会の中で、さまざまな関連する事業、提案をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、まとめます。申しわけない。ちょっとお恥ずかしい姿を見せてしまいました。やはり私も思いあまります。もう大変、この質問は大変重要だと思いましたが、させていただきましたけれども、その当事者になったら、どんな思いがするだろうということで、ちょっと質問させていただきました。町長が、これから筆頭に、大変重要だと捉えていただいたので、計画も、また、内容も大きく、また、全職員が必ずこのゲートキーパーの研修を、プロの世界として受けていただくことを望みます。

先ほど町民課長も言われましたように、9月の10日から16日は自殺予防週間という週間になっています。長野県は、2017年度、この総合相談会を県内8市町村で行い、

予定の3年間で、ほぼ県内全市町村で開催を目指すことになっているそうです。これは情報として入っているかどうか、ちょっと確認はしませんが。この中には、精神科医の人とか弁護士とか、みんな研修を受けるようになってくるんですけども。

実は、自殺対策先進県として注目をされている秋田県の秋田自殺対策センターの蜘蛛の糸という企業があります。企業というか、これは、先進自治体の対策センター、NPO。この理事長で佐藤さんという方がいるんですが、この方が、秋田県と長野県とで、生きる支援力、全国1位を目指そうと、お互いが応援メッセージを寄せたという記事を見ました。さらに、東日本大震災の被災地支援活動などで知られる諏訪中央病院、皆さんもよくご存じの茅野市にあります。諏訪中央病院に鎌田名誉院長がいらっしゃいますが、その方が、「長野県から全国へ悲しみ減らす大きな波を」の一文字を寄せられまして、自殺が起きてしまった会社や学校は、組織がボロボロになって苦しみます。裏を返せば、自殺に追い込まれる人を減らす取り組みは、社会が健全さを取り戻す取り組みでもあるのですということで、長野県のプロジェクトへの期待を寄せられています。このように多くの方が、長野県に、今、注目をしていただいています。立科町は、我が町には関係ないなどと思わず、自殺対策は生きる支援、命の支援であると捉え、本当に積極的な姿勢をこれからも望みます。よろしくお願いいたします。

それでは、残りの時間で、次の追跡質問を言わせていただきます。

この質問2点あります。過去の提案に対し、どう検討されたか、その結果を伺うというものであります。

1つ、2015年の12月に子育て応援アプリの提案をさせていただきました。2点目は、健康マイレージ事業の提案を2016年の6月にさせていただきました。1年、2年と経過がたっておりますが、その後、この内容はどうなったか答弁をいただきます。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまご質問いただいた過去の提案について追跡質問ということは、各担当課のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

まず、1点目の子育て応援アプリのご提案についてでございます。

子育て支援の施策としましてアプリを導入して、子育て支援につなげている自治体が増えております。特に若い子育て世代の皆さんにはなじみやすい情報伝達手段であると思っております。

立科町におきましては、少子化が進む中、従来より保健師が行っている顔の見える関係、コミュニケーションをとることによりまして、子育ての不安を取り除き孤立しない安心感を生むことができる。この小さな町だからこそできるきめ細やかな相談支

援や情報提供に力を入れてまいっております。そして、このような取り組みにつきましては、今後も継続して行っていくことが必要であると考えております。

そのような状況ではございますけれども、ご承知のように、政府が運営するマイナンバーを利用したオンラインサービス、マイナポータルによります子育てワンストップサービスの提供も7月に施行という形で始まっております。子育て支援に対する国や県の取り組みも変化してきている中で、これらのシステムの活用も視野に入れて、立科町にあった子育て支援を引き続き研究をしていきたいと思っているところでございます。まずは健診や各種教室等開催にあわせまして、ニーズ調査を行っていききたいと考えているところでございます。

続きまして、2つ目でございますが、健康マイレージ事業の提案につきましてでございます。

健康マイレージ事業につきましては、ほかの市町村等の実施状況も参考にしまして、立科町で実施する場合の検討した経過はございます。

課題といたしまして、ターゲットをどこに置くか、そして健康無関心層への周知や指標の設定、評価をどの時点で捉え、どのように行うのか。また、ポイントの活用方法など、単に事業を実施をして、日ごろから健康意識の高い方にご利用いただくことも必要かと思っておりますけれども、事業の目的に基づく効果をどのように検証していくかなどについて、さらに時間をかける必要があると感じております。

また、昨年度から特定健診を無料化にしまして、早期発見、早期治療の推進を図っておりますので、こちらの事業効果も検証し、見極めていきたいと考えているところでございます。

特定健診の無料化につきましても、ポイント制度につきましても、健康意識を高めただけ、結果的には医療費の削減に結びつけようという目的を持った取り組みでございますが、当面につきましては、特定健診の無料化を周知することによりまして、多くの皆さんに特定健診を受けていただくことに力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 子育て応援アプリに関しましては、やはり前回も顔の見える支援体制をしていくという答弁をいただいております。立科町にとっては、大変そのところは顔が見えるということで、また課長も女性になられて、またきめ細やかな支援ができるんじゃないかと思えます。

子育て応援アプリというアプリだけに偏るものではないということもちょっとご承知をしていただきたい。それは顔が見えても話ができるような精神状態のときなら、またそれもよろしいですし、役場庁舎内の時間というものもあるかと思えます。

子育てというのは24時間いつ何が起きるかわからないときにも、そのアプリの中に

入れる、またこれもずっと役場というか担当の中で、どういうものやっけていくかというのも実際につくり上げるところからやらなければいけないので、手間暇かかるものなんですが、知りたいほうからすると知りたい情報を知りたいときにとれるという、これが逆に顔が見えなくても夜中でも可能になるということで、私はこれは併用すべきものだと思います。

それで、ただし、そこに先ほどマイナンバー活用した子育てワンストップサービスというのがお話がありましたので、またこれもこれから動き出すということであれば、いろんなニーズがどのようにあるのかを把握をしていただいて、現場をよく知っていただくということをお願いをしておきます。

健康マイレージに関しましても、やはりご答弁いただいたのは前回と全く同じなんですけど、ターゲットとか無関心層とか、その評価をどうするかというのは、まさしくこの事業を立ち上げるときに、もう全て検討してから事業に臨むわけで、事業やったから、後からこれをどうするかというふうに考えるわけではないと思いますので、健康マイレージ事業は近隣では上田市も東御市も、また前回議員もポイント制というようなところでの提案もされておりますので、まさしく無関心層の方たちが増えるという事業になるかと思えます。

また、そのポイントをどのように活用するかも当然独自で考えて、またより多くいい方向にして、最終的には医療費削減に結びつくための施策だということで、十分ご承知かと思いますが、全くやらないという形はなくて、いつかどこかでというような形で、ちょっと温めておいていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今回、私は本当に先の質問が大変重かったものですから、追跡質問に関しましては提案はしたものの、一体どうなっているかということで伺ったものです。やはり検討します、研究しますの言葉が先に立って、実際に本当に何をやってくれているんだろうという、提案はしたものの答えがないはという、そういう実態に私は見受けられています。

しかし、議員は議員なりきに真剣にいろんな調査をして提案をしております。ですので、それをただただ検討、研究で言葉を終わらせなくて、やはり執行部が真摯にそれを受けとめて、何ができないで何が課題なのかを答弁を逆にこういうことだったよというぐらいに答えをくれるほうが逆に親切ではないかなと思えますので、それはまたこれからの考えの中に入れていただきたいと思えます。

今回、質問は以上で終わります。失礼いたしました。

議長（西藤 努君） これで、7番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時35分からです。

（午後2時25分 休憩）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 教育行政

2. 一般行政 町所有のバスの有効活用についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは、通告に従って質問をいたします。

まず最初に、町道小学校前線改良工事における記念樹をめぐる問題について質問をいたします。

町道小学校前線改良工事、この問題は記念樹であるポプラを切らないでほしいという平成4年度の卒業生とその保護者の熱い思いと運動によって、町民の大きな関心事となっております。また、信濃毎日新聞での5回にわたる連載記事で長野県民の知るどころとなり、よその市町村の住民から、「ポプラはどうなったの」と聞かれるなど、立科町の対応を注目しているという状況です。私も住民からの陳情を受け、幾つかの疑問も持ち、今回の質問に取り上げました。

まず最初に、改良工事に至る背景と経過についてお知らせください。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） この町道小学校前線の改良工事におけるいろいろな皆さんからのご意見またご要望を伺っておることは、今議員がおっしゃっているとおりだというふうに思っております。

また、それについて8月2日に要望活動をいただき、嘆願書もいただいております。そのとき卒業生、また保護者の皆さん約20名の方から嘆願書をいただいた中で、伐採の日にちをまずは中止をするという形の中でお話をさせていただいております。

その後の進捗につきましては、しっかりと各課の担当課に調べ、また検討するようという指示は出しております。そういう中で、この改良工事に係る経過と背景については、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） それでは、まず工事に至る背景から申し上げます。

新しい保育園が平成25年4月に開園をいたしまして、今まで以上に交通量が増えたことから、子供たちが安心して通学、通園するためには、歩道の整備が必要不可欠で

あると判断し、あわせて車のすれ違いの困難を解消するため、財源的に優位な補助事業、社会資本整備総合交付金事業でございますが、こちらの承認を受け、現在工事を進めているところであります。

工事は平成27年度から4カ年度の計画で、たてしな保育園から立科小学校南側を通り、旧徳花苑までの延長435メートルについて、車道付近が5.5メートル、歩道についてはたてしな保育園側に幅員2.5メートルの歩道を整備するものでございます。これまで平成27年度、28年度と2カ年度にわたりまして工事を進めてきております。

現在、たてしな保育園から小学校入り口までの280メートルにつきましては通学路の整備が完了をしております。平成29年度におきましては、小学校グラウンド沿いの歩道の整備を中心に、小学校入り口から旧徳花苑までの155.7メートルについて工事を進めているところでございます。

次に、これまでの経過でございますが、平成25年6月の定例議会の一般質問の中に、小学校線の整備計画が取り上げられております。

質問された議員さんは、保護者会、保護者の皆さん、道路の利用者から要望の声が多くあり一般質問を行ったとのこととあります。質問の内容でございますけれども、たてしな保育園開園に伴い、交通量が増加し、安全対策や混雑解消について町の所見を問われ、小学校線の整備計画を進めると当時の理事者が答弁をしております。

また、保育園建設の際にも、地元からは交通安全の面には十分配慮してほしいとの要望が出されていたようでございます。

平成26年5月に補助事業として事業申請を行いまして、平成27年4月には補助事業が承認され、平成28年2月から工事を開始しており、事業実施に当たりましては、計画の段階から現在まで教育委員会並びに小学校、保育園と協議をしながら進めてきているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま背景、改良工事、拡幅工事の背景についてお答えいただいたわけですが、町長への嘆願書の中には、徳花苑の建設予定があつて、それに伴う交通量増大を見込んで拡幅するという話があつた。しかし、その建設工事予定地が変更になつたということで、そこでの見直しを行われなかつたのかというお話があつたんですが、この点については、徳花苑の建設予定地が変更になつたもとでも、保育園への交通量が多くあるということで建設を実行したということの認識でよろしいですか。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 日向地区への徳花苑の建設を白紙にするとこのような判断をいたしましたのは、平成25年2月、議会全員協議会の中でお話を申し上げ、そのような判断をしております。

そして、その後、平成25年6月の定例議会での一般質問となっておりますので、徳

花苑の建設が白紙になったことは関係のないことだと承知をしております。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 一定の要請があったということだと理解をしました。

次に、学校に記念樹であることを示す文書が残っておらず、記念樹という認識がないまま工事の設計をしたという事実があります。これは大変不思議なことだと思います。

学校の敷地にクラスごと集まって食事をし、しかも担任の教師も参加して1月7日付の写真も撮った経緯があるのに、全く公式記録がないということ自体が大変おかしいことです。どんな文書管理をしていたのかが問われるのではないかと思います。勝手に植えたなどと言われては、立つ瀬がないのではないのでしょうか。

平成4年度の学校の出来事を記す、たとえば学校日誌のようなものはなかったのでしょうか。どのような調査をされたか教育委員会に伺います。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをします。

この件につきましては、その当時の学校日誌等を全て学校側で調べさせていただきました。そのときにどういういきさつでそうならなかったのは、今となってはちょっとわかりませんが、そういう記録がなかったということでもあります。

ただし、事ここに及んで、皆さんのそのようなお話をお聞きして、記念樹かはともかく、心のこもった大変重い存在であるというふうに、私ども、今は認識しております。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今までには心のこもった重い存在だというふうにご理解いただいているということがわかりました。

一方で保護者との対話の中で、ポプラは根が浅く危険だということもお聞きしました。どのような危険が現実的にあるのか、樹木医にも相談したというお話も伺ったわけですが、その危険を除去するための最低限ものはどんなことが考えられますか。

議長（西藤 努君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） お答えをいたします。

樹木医さんにも何回か現場に来ていただいております。その中で、これは一般的に言われていることのようにありますけれども、立科小学校には3本のポプラ、2本はほうき状のような形、もう1本については丸型の樹冠のようなちょっと種類が違う、そういった3本のポプラがございます。本当に25年であれだけ大きくなっているということですので、成長は早いと言われております。

ただし、風に弱いっていうんですか、台風等がありますと弱いというようなことは言われているようです。現実には北海道のほうでもそういったことでポプラ並木がありました。そういった台風の被害を受けたというようなお話も受けております。

立科小学校のポプラに関しましては障害物がないので、当然、風の影響というのは受けやすいのかなと考えております。特に丸い樹冠のポプラのほうにおきましては、枝も大分張っております。ですから、その危険を回避するというのであれば、そういった枝に関してはやはり剪定等が必要になってくるのではないかと。あと、また幹のほうも二股に分かれているというようなこともございますので、大きな枝に関してはそういった剪定も必要ではないかというようなことを言われております。

ほかの2本についても、枝の剪定というものをしておくことが危険回避につながっていくのではないかというようなお話はいただいております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ポプラの現状についてわかりました。

次の質問ですが、町が調査をして公式記録がなかったということでしたけれども、だったとしても、今年の夏、卒業生らがこれは記念樹だと、切らないでほしいと小学校や町に陳情したとき、つまり記念樹であると町が知った時以来の対応はどうだったんでしょうか、お聞かせください。これは町長、伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

昨年8月、ちょうどいつだったかちょっと記述がないのですが、たしか立科小学校創立40周年の前に、この木を伐採をするというお知らせが小学校のほうから保護者の皆さんにあったというお話は聞いております。

その際に、その木はやはり記念、思い出がある木だというようなお話をいただいたように記憶はしておりますけれども、その中で開校40周年という記念式典が終わった後に、どうするかそれをまたしっかり考えていく中で、記念式典が終わった後に伐採をするという、一旦そういうふうなお知らせをしたような記憶があります。

その後、どういうふうに進められたかということに関しては、少し私のほうも記憶にない部分があるのですが、先ほど教育長からもお話があったように、この木は多くの皆さんの非常に熱い思いがこもった木だということの認識の中で、今後の対応について各課とも今検討しながら、今方法を探っている最中でありまして。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） このときに、今年の8月末に卒業生の方がこれは記念樹だよということを言い、また、9月1日には町長に質問とお願いに行ったという状況がありますので、このときにきちっと代表の皆さんと懇談することができたら、つまり伐採ありきではなくてですね、そうしたら、今日の事態は招かなかったのではないかなと、避けられたのではないかなと考えているのですが、

そのときに、記念樹だよと言われたときに対応ですよ、どうだったんでしょうか。

直ちにその記録を調査して、実際の問題を、どうなっているのか調査をさせたのかどうか、調査をされてきたんだと思うんですが、いろいろすれ違いがあるものですから、そこがちょっと保護者の皆さん、子供たちと皆さんとうまくいかない原因になっているのではないかと思うんですよね。

例えば、4月3日に、この木について変化のあるときは前もって必ず連絡をくれるようにお願いしますというふうに言われていたにもかかわらず、直接の連絡はなく、現職の子供たちの、現在の保護者宛での便りで、7月の27、28で伐採するよという通知が届いたみたいに、直接担当の皆さんのお知らせがなくて、そういう事務連絡が届いているっていうことを、とてもこの心を痛めさせられているっていうことがあると思うんですよね。

そこら辺、直接該当の皆さんと会ってしっかり話をするっていう点では、ちょっと対応がおそかったのではないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。町長、伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

村田議員が言われたとおり、当初の対応に対しての不備があったか、なかったということよりは、現在その木に対してどういうふうな対応をしていかなければいけないか、多くの皆さんから陳情もいただいております。また署名もいただいているというその中で、今後どういうふうにしていくということが一番重要なことではないかというふうに私は考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、話を前に進めます。

やっぱり初期対応がとても大事だということだけは申し添えておきたいと思っております。

次に、6月29日に工事請負契約の締結があって、入札も行われて工事が始まったということなんですが、ただいまの皆さんの思いを受けとめて、県とか関係機関と調整したいというお話が8月8日の議会全員協議会に報告がありました。

県との調整というのは、どういう点での調整が今行われているのか、お伺いしたいと思っております。建設課長、お願いします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 現在の状況でございますが、ポプラを残す場合の技術的な関係あるいは金銭的な関係につきまして、それぞれ補助事業あるいは技術に関する関係機関と協議中でございます。

その結果が出次第、議会の皆様にご報告を申し上げたいと考えております。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、現在検討調整中だということなので、その結果を待ちたいと思っておりますけれども、3番目に子供たちと保護者の願いを大切にすることへの対応はということについて質問をしたんですけれども、やっぱり現在、木が切られないでいるところ、ところに町の姿勢が見ることができるかなというふうには捉えております。

そして、町長宛てに出された署名の数というのも大変多く、重く受けとめるんだと思うんですが、この町長宛てに切らないでほしいという署名というのは全部で何筆寄せられたのでしょうか。

議長（西藤 努君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） お答えをいたします。

こちらの方は新聞のほうでも出ていたかとは思いますが、8月25日の日に署名の提出がございました。その後、ちょっとその日に提出できなかったというのがあったようで、8月28日に281人分というんですかね、筆というんですか、合計3,211筆という数でございます。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 合計で3,211筆ということで、町外にいる方の賛同も含めて、数とすれば町民の2人に1人近くが伐採反対の気持ちを表明したことになります。

現在、町民の方たちのお気持ちを酌んで、ポプラの直前で歩道工事がストップをしています。記念樹であるポプラを残してほしいという卒業生や保護者、町民の皆さんは祈る思いで見つめていると思います。

そこで質問なんです、一方、工事を請け負われた業者の方というのは、ポプラの伐採はストップしたけれども、工事そのものが中止になったわけではないとして、西側からの工事を進めるという情報も入っています。

そこで質問です。住民の皆さんの気持ちに合わせる一方で、工事が進展しては、とるべき道が狭められてしまうので、まず西側からの工事一旦ストップして、卒業生やポプラ保存を願う会の皆さんと話し合うことが必要ではないでしょうか。どうでしょうか。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） それでは工事の現在の状況についてお話を申し上げます。

現在、工事につきましては、ポプラに影響する部分には手をつけてございません。実際に工事を進めているところにつきましては、ポプラに影響のない部分のみを施工をしているということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今ストップしているということなんですけれども、これから歩道を、ぜひポプラを残していただきたいと思うわけですが、そうすると歩道のラインも若干変わってこよかなというふうにも思っているんですね。

今調整中だということなので、これ以上の答弁はいただけないと思うんですが、拡幅の必要性についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、歩道をつくれれば一定の安全確保にはつながりますが、道幅が広がって、中央線が引かれて2車線になれば、車はスピードを出すことにつながります。今155.7メートルのほぼ半分まで基礎工事が進んでいますけれども、それ以後は現状のままにしておくことはできないでしょうか。

小学校の周辺の道路というのは、むしろスピードが出ないようにすることが必要だと思います。歩道の確保だけにして、これ以上は工事は進めない、終わりにしてしまうという方法はどうかでしょうか。

たとえ道路整備が途中で中断したとしても、それはむしろ町が子供たちの気持ち、ふるさと、母校を思う気持ちを大切にしたいという大きなメッセージを残すことになるのではないのでしょうか。

町民の間に、自分たちの思いを大切にしてくれたというそういう温かい気持ち、だからこそ、この町をもっとよい町にしようとするやさしい気持ちが培われるのではないのでしょうか。在校生やこれからの子供たちにも、記念樹って知らなくて道を広げようとしたんだけど、そのことがわかったんで、工事が途中でとまって歩道だけはできたんだよと。

また、みんなの気持ちを大事に受けとめてくれたんだよという温かいメッセージを町民に送ることになると思います。また、県内の皆さんにも立科町は町民の思いを大切にしたいという温かい町だというプラスのメッセージを送ることにもなると思います。

また、ポプラの存続を願う町民の方たちも、これを機に危険性を少しでも減らしたいという町の思いも受けとめて、危ない枝は切るなどの安全対策、先ほどお伺いいたしましたけれども、最低限これだけとはいうことは話し合ってもらいたいし、台風など大風が吹いたときには、危険はなかったのか、ご迷惑にはなっていないのかと絶えず注意し、関心を払うという体制づくりも必要かと思います。

この歩道をつくって、整備のほうは現状のまま、あるいはちょっと舗装をやり直すぐらいにして、拡幅工事のほうはちょっと考え直すというような、この提案はいかがでしょうか、建設課長。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらにつきましては、先ほど経過の中でお話を申し上げましたけれども、やはり生徒児童の通学の安全を確保するという面で、まずは歩道の整備、それから車のすれ違いができるよう車道を改良するものでございます。

歩道だけ整備して車道を規定どおり広げない場合には、補助事業としては認められず、町の持ち出しも費用的なものが多くなるとそのようなことになります。

2車線の道路、ああいったときには、開通後、私どもといたしましては、通学道路ということでございますので、交通安全の対策につきましては、それぞれ教育委員会、

小学校、保育園、役場の交通安全の担当部署、これらと連携をいたしまして、警察や地域の皆様にお話を申し上げ、協議をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 補助事業との関係で拡幅をやめることはできないというお答えでした。

私は考えるに小学校のまわりの道路というのは、狭くてもよし、曲がっていてもよし、木の両側に道があってもよし、でこぼこでもいいと思います。子供たちが連れだつてのびのびと笑いながら登下校ができる道、むしろ登下校の時間帯は車両の進入を制限して交通事故の危険を減らすことこそが時代の流れだと思います。

町民の思いを自分の思いとして町政運営をしたいと語られた町長、今もポプラの伐採を延期していただいている町長に、もう一度、この問題への取り組みの姿勢をお聞きして、この点での質問は終わります。お願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に多くの皆さんからご要望、また、来ていただきながら嘆願書をいただいております。そういうことの思いをしっかりと受けとめた中での今後の対応ということは今、担当課、またいろいろな部分で協議をさせていただいております。しっかりとそういうことを受けた中で、結論を出していければというふうに考えております。

しっかりと皆さんの思いは伺っているというふうに思っておりますので、その辺をご理解をいただきながら、今後の対応についてはしっかりと、また皆さんとも報告をしていながら協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま県との補助金関係での調整が行われているというふうに聞きました。一定の方向性が出た場合には、ぜひ平成4年度のお子さんたちと保護者の皆さんに懇談する機会をぜひ設けていただいて、しっかりとお話をさせていただければと思うんですが、それについて、もう一度確認をしたいと思います。建設課長、お願いします。ごめんなさい、町長、済いません。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 陳情また要望いただいている皆さんには、再度、いつもお話をする際、決定したら皆さんにご連絡をして、またお話をさせていただくということは再三申し上げさせていただいております。

そういうことの中で、今各課で先ほどもお話したとおり、しっかりと今進めている中で調整をしているということをもたし添えておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4 番（村田桂子君） それでは次の質問にいきたいと思います。

町所有のバスの利活用についての質問をいたします。

私の趣旨は、現在町主催のものだけに限られている町有バスの利用を町民の利用に道を開いて、利活用をさらに進めるべきではないかという質問です。

まず1点目、町所有のバス活用の現状についてです。お願いいたします。

このたび、バスを使つての視察研修の企画が何度かあり、バスの確保に苦勞することがありました。バスは大型ですと8万円以上かかりますし、多いときは12万にもなることもあり、研修費にバス代が上乘せされるので町民の負担がそれだけ重くなります。

ある町民の方から、町に大型バスが何台もあるのに、なぜ利用ができないのかと質問をされました。もっともな質問だと思い、今回取り上げます。

まず1点目、町民の税金で買った大型バスは現在何台あり、それぞれ年間どれぐらいの利用があるのか、ご報告をお願いします。また、利用する場合はどんなときか現状について伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

現在、町では公用車として町の業務で用いている自家用バスを3台保有しております。

この町所有のバスの活用については、平成20年度に開催をされましたまちづくり研究会で、このマイクロバスを町内の子供会などに使用できないかとの提言があり、まちづくり戦略会議での審議、答申を受け、マイクロバス使用の基本原則を定めております。

検討の結果は、地域団体へのマイクロバスの貸し出しはしないとして答申をいただき、現在に至っております。

しかしながら、近年、地方分権が進み、当時とは社会情勢や町の状況は大きく変わってきております。道路運送法などの法律に抵触することなく、公平公正に町民の皆様が安全に安心してご利用いただける施策が構築できるか、もう一度検討したいというふうに思っております。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、お答えをいたします。

町所有のマイクロバスはただいま答弁のありましたとおり3台ございます。それぞれ29人乗りのバスとなっております。1台が平成12年度に購入したものと、あと28年

度に購入したものが2台ございます。

このマイクロバスを使用できる基本原則は、ただいま町長より答弁のありまして、平成21年度に定めておりました、使用目的は公用車として町の業務に使用、行政が所管する団体及び業務に使用となっております。また、使用できる団体といたしましては、議会、農業委員会など11団体を定めております。

また、使用できる行事といたしまして、市町村対抗駅伝とか高齢者招待会などということで20行事を定めております。現在もこの基本原則により、マイクロバスの使用を制限をさせていただいているとそういうことであります。

また、昨年1台購入いたしました国の地方創生加速化交付金を活用したバスにつきましては、高原エリアと農村エリアを周遊する立科町まるごと体験事業等、町内の学校等の学習支援用として活用しております。

マイクロバスの使用状況ですけれども、平成28年度ですが、1台が92回使用しております。もう1台が153回使用ということでございます。昨年途中で買いましたバスにつきましては、教育委員会で管理しているものについては、ちょっと詳細な数値がわかっておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま利用状況も伺いました。1台、日野リエッセは92回ということで月8回以下です。もう1つのマイクロバス、コースターと呼ばれるものは153回、月に13回、平均ですね、利用になっております。

教育委員会のはまだ買ったばかりなので、そんなに多くはないと思うんですけれども、この利用についてもちょっと教育委員会からお知らせいただけますか。次長、お願いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 昨年度、教育委員会のほうで購入しましたバスについては、先ほど総務課長の説明にもありましたように、まるごと体験事業の中で使うような形ということで購入をさせていただきました。一般の、ほかの公用車のように、一般の利用には今のところまだ供用していないというのが実情でございます。

以上です。

4番（村田桂子君） 何回ですか。

教育次長（市川正彦君） 回数ですか、済みません、回数はちょっと、済みません、後でもう一度調べてご連絡申し上げます。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、町の規定によりますと、町の公行事でなくちゃいけない、それから運転手が職員でなくちゃいけないということで11団体は認められ、20行事に参加するというだけでも、これだけの利用しかないという状況でした。

しかし先ほど町長は、当時とは大分状況が変わっているの、もう一度検討したいというふうに向きの答えをいただきました。

そこで、町民団体、例えば商工会とかそれから観光協会とかですね、公民館女性部とか、そういう町民団体が使用したいと考えるときには、どんなことが問題になるのか、現状と課題をお聞かせください。これは総務課長でしょうか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 答えをいたします。

町民の方が利用する場合についての課題ということになるかと思えますけれども、公用車として自家用登録のバスであり、営業はできないというのがまず1つ。

それと、公務の事故のみが保険の対象で、運転者は職員でなければならないという車の保険の関係でございます。

それと、職員が子ども会など公務以外のマイクロバスを運転することは職務専念義務の規定に抵触するおそれがあり、そういうときのマイクロバスの運転はできない。ですので、休みの日とかに公務以外の仕事で運転すると、職務専念義務の規定に抵触してしまうということです。

それと、有償での貸し出しは道路運送法で規制されていると。

そういうことを検討した中で、先ほどもおっしゃいましたとおり、使用できる基本原則を定めて現在も運用しているとそういうことでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 私も何とか町民の利用に広げられないかということで、あちこち聞いて回りました。

その中で、今同じような法律のもとにあるわけですけど、自治体はね、南牧村と小海町についてのご紹介をしたいと思います。

南牧村では、マイクロバス18人乗りと中型バス28人乗りを持っておりませんが、これは申請すれば、ほぼ認められると。商工会とか観光協会などの町の団体、準公共的な、公共的団体が申請すればほぼ認められると。運転は各団体が用意して保険は団体が持つと。で、ガソリン代については満タン返しにして、高速道路は高速料は団体持ちにするということをやっているようです。

8月は大変利用が多くて、週に3回、3日も利用されてて、大変利用が多いということが言われております。また、社会教育団体なんかでは、バレーボールチームの試合とか老人会とか子ども会とか、そういうところも申し込めば利用ができるということで、大変町民の方に多く利用されているというお話を伺いました。

もう1つ、小海町のほうを、これも聞き取り調査をしましたけれども、基本的には教育委員会所属の公民館グループ、登録をされている団体であれば無条件に借りられると。その場合でも、やっぱり職員が運転するんですね。職員が運転して無料で使っ

ているという状況です。

聞きますと、小海町は大変バスを、交通の便が悪いせいでしょうか、バスがたくさんありまして、大型バスが1台、中型バスが4台、さらに路線バスを町営で運営しておりまして、5台持っていて、フル活用で町民の足を確保しているんですが、この大型バスの利用については、公民館グループということなので、ゲートボール大会、ソフトボール、剣道、卓球、バレーなんかのスポーツ大会の各種大会、それから中学校の試合が主に土日にあるということで、その試合に選手たちを運ぶというのも土日活用で行われているそうです。

この場合にも、町の職員が運転する、また運転手さん、もう1人専用でいらっしゃるんだそうなんですけれども、臨時ダイヤ便なんかも活用するので、365日年間ありますが、延べ回数すれば452回使われているという状況でした。

状況聞きますと、一番少ないのはやっぱり寒い2月で、それでも27回、一番多いのは10月、11月で66回、60回ということで、大変利用がされているということです。

まさしく町の税金でつくったバスを町民がしっかり活用していると。何と言っても、頼めば最低でも8万はかかるというそういう負担を、どちらにしてもいろんな交付金を出して支援をするので、町がバスの利用に道を開いているということを伺いました。

こういう点で、ぜひ私は、問い合わせをしたり、研究をして、町民に道を開くということをぜひやっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

また、千曲市とか長和町にも聞いたんですが、ここは原則的に職員同行なんですけれども、ここもかなり開かれておりまして、教育委員会関連のもの、体育会なんかの場合はスポーツ振興課の職員が同乗して大会に出場する。あるいは社協の行事では福祉課の職員が同乗して対応するというので、バスがあいているときはほぼないというように、フルで活用されているようです。ここは2台、千曲市ではありましたが、課題ももちろんありますけれども、大変多くの町民団体に利用されているという状況です。

長和町では、自前のバスではなくて、JRに2台、年間契約で委託をし、そこに運転手含めて運行委託をしているようです。こちら365日のうち179回利用をされておりまして、2日に1回は出回っているということで大変な活用です。

当町は3台ありながら、月平均が多くても18回ということでは本当にもったいない、あいている時間のほうが多いわけなんですけど、やはり今の経済状況が大変厳しくなっておりまして、町がバスを出してくれるなら、みんなで勉強会に行こうじゃないかという、その学習とか研修の機会も増やすことができるんだというふうに思うんですね。そういう点で、この町民利用に道を開くという点での決定をぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、こういうことをやっている自治体があるということを受けて、まず総務課長、どのような研究課題というか、お考えなのか伺います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 私どもも、まわりの町村等を確認をしてございます。

先ほども申し上げましたとおり、やっぱり課題になるのは、道路運送法のこの規制だと思えます。

調べた中でバス協会の見解といたしますと、市町村が所有する自家用バスの使用についてという見解が出ておりまして、輸送に対して報酬、実費などを徴収する有償での使用は禁止していると。

有償無償にかかわらず、下記のような使用範囲を超えた業務運送は禁止されていますということで、その市町村みずから主催、後援する行事や事業以外での使用、市町村が管理する施設等への送迎で、最寄りの駅またはバス停留所等を越える場所への送迎ということで。

また、さらにこの有償とはという中には、ガソリン代、または使用料金の名目で実費を受け取ることも有償と考えられるというようなことで、市町村の業務の中で職員が運転していくようなものに対してはいいんですけれども、バスを貸し出して、先ほどおっしゃられたとおり満タン返しというような、そういうことをやっても有償になるよということをバス協会のほうでは言うておるということで、この辺について、道路運送法に、町長も言うておりましたとおり抵触するかしらないかということをも十分検討していく必要があるかなと思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 実際に行っているところの町村の知恵もぜひ借りてもらいたいもんだと思えますが、もう一つの道としては、やっぱり町がそういう、例えば商工会でしたら町の産業振興を担っていただいている団体なわけですよ。町が地方公共団体とすれば、商工会は私は公共的団体かなと、そういうものはほかにもたくさんあって、観光協会もそうでしょうし、障害者の福祉会とか、たくさんいろんな会が公共的団体として私は設定できるかなというふうに思えるんですが、そういうところには町の職員が同行してやれば、ここはクリアできるかなというふうにも思うわけなんです。

町が単純に民間団体、町の団体では、組織ではないというふうにしてバスの利用を制限するのではなくて、そういう団体の皆さんがそれぞれ町の福祉や産業や経済活動や観光を担っている公共的団体だという位置づけのもとで、しっかりした町が位置づけければ、利用に道が開けるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これについては、町長、お願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 有効利用だという形だというふうに思いますが、先ほども総務課長からお話があったとおり、いろいろな問題がまだあるのかなというふうに認識はさせていただいております。

先ほども申しましたが、検討した当時とは社会情勢や町の状況も変化をしてきてお

りますし、また村田議員の要望されているとおり、町の財産を町民の皆様に使っていただくことは、町民利益に資することであるというふうに私は考えております。

しかしながら、先ほども言っているとおり道路運送法、法律に抵触することはできませんし、町民の皆様の安全にしかも公平に、公正にご利用いただけるような施策でなければならないというふうに思っています。

バスの運行については、軽井沢で起きたスキーバスの事故、またいろいろなどころでのバス事故を踏まえた中で、バスの運行に対して国も、そのバス運行業者の皆さんも非常に今慎重になりながら、どういう方法がいいのかということを考えている最中だというふうに認識はしています。

そういう中で、施策の構築が可能なのかどうか、その辺をもう一度検討してみたいというふうに私は考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） やはり町に大きな立派なバスが3台あって、利用が大変低いという状況を見るにつけても、また町民がいろんなことをやりたいと思っても、バスを借りるとお金がかかるよねということで断念しなければならないことも結構あるというふうに思います。

やっぱり町の財産を有効活用するという点では、さまざまな町民の活動を町の一つの施策の中に位置づけていただいてやることも可能ではないかなと。今の現在の規定によると、必ず町がかかわらなければ運行ができないというのが縛りとしてあるようなので、むしろそしたら幅広くやっぱり、それぞれの団体の社会的な役割、町の施策展開を実際に担っていただいているのは町民だという、そういう観点を導入していただいて、私は商工会や観光協会やいろんな公共的団体と言われる、つまり町が補助金を出して育成支援をしている団体などは、町の施策を具体的に担っていただいている実働部隊だという認識で、町が関与してバスの利用に道を開くべきではないかなというふうに思うんですね。ここは担当の職員なりが一緒に行っていただかなくてはいけないことにはなるんですけども、そこへの道を私は大きく開くべきかなと。

また、教育委員会なんかでも、よそのところ見ますと、各種大会なんかには、試合なんかにも町のバスをコミバスなんか出しているわけですけどね。そういう事例もあるので、もっともっとそれこそ厳しいたがを、知恵と工夫と努力で乗り越えていただけないかなというふうに思います。このことは強く申し上げておきたいなというふうに思います。

それでは、検討をしたいという言葉、町長の言葉を受けとめまして、ぜひ期待をしたいということをお願いいたしますが、教育委員会のほうでお答えがあればお願いいたします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 先ほどのバスの回数の関係ですが、29年度は15回です。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 教育委員会所管の車も年に15回しか使っていないという点では、本当に利用頻度が低い、本当に宝の持ち腐れではないかなというふうに思いますし、町民が活動したいというときに町のバスを利用したいというのは当然の願いかなと思うので、重ねてこのことをぜひ研究をしていただいて、広く町民団体に、少なくとも公共的団体には利用が可能になるように検討を心から期待して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（西藤 努君） これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時40分からです。

（午後3時28分 休憩）

（午後3時40分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、両角正芳君の発言を許します。

件名は 1. 移住・定住希望者のニーズを捉えた住環境整備が急務では
2. 町民益に叶う役場組織体制とはです。

質問席から願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。本日最後の質問者ということになるかと思えます。本当に大変お疲れの中とは思いますが、今しばらくおつき合いをいただきたいと思えます。

それでは通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、移住・定住希望者のニーズを捉えた住環境整備が急務では、について3点ほど質問をいたします。

実は既に、同僚議員から類似した質問が出され、答弁もされておりますので、できるだけ質問内容が重複しないよう心がけていきますけれども、時として同様な質問となる場合があるかもしれません。あらかじめ、ご承知おきをいただきたいと思えます。

それでは第1点目の質問に入ります。

「新規就農」、「田舎暮らし」、「子育て環境」などを目的とした移住希望者総数は、町の受け入れ態勢は、についての質問であります。先ほど冒頭申し上げましたとおり、質問内容の重複を避けさせていただき、「新規就農」関係を中心に質問をさせていただきます。

立科町の基幹産業である農業の後継者不足が顕著であります。とりわけ、町のブランド品である蓼科りんごなどの果樹栽培においては、栽培技術や知識を必要とするだけに、担い手の確保は切実な問題だと私は認識をしております。

そこで、今後の担い手ともなり得る新規就農希望者の総数は、また、その移住希望場所確保の対応等における町の受け入れ態勢について、町長並びに担当課長にお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。ただいま議員がおっしゃるとおり、立科町の農業の後継者不足は、全ての作物において深刻であります。町外のIターン就農希望者の受け入れによる立科町農業の継続についても、視野に入れていく必要もあるものと考えております。移住希望者数など、詳細は担当課長より答弁をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 議員もおっしゃられておりますとおり、町の基幹農作物、特産品の1つでありますりんごにおきましても、後継者不足等により経営の継続が難しく、廃業や規模縮小によるりんご園の廃園が目立ってきているということで、JAの果樹部会では、産地維持、園地継承の取り組みを進めております。

四、五年前から廃業や規模縮小の相談があった際には、引き継ぎ可能な農家への情報提供を行っているようでございます。しかしながら、担い手不足により、管内の農家だけでは園地の継承が厳しい状況でございまして、このまま放置すると蓼科りんごというブランド産地の維持発展が危惧される状況になっております。

そこで、昨年からは農業改良普及センター、町とも連携をとりながら就農相談会に参加して、Iターン新規就農者を募集し、りんごづくりの担い手の確保に取り組んでいます。この取り組みの成果としまして、3組4名の方が立科町でりんご栽培を目指しております。

1名の方は園地も確保し、実質的な里親研修に入っておりますし、新規就農里親前研修に入っているご夫妻、長野県農業大学校の実践経営者コースに入校された方、1名、という内訳でございます。また、既に立科町に農地を確保し、ワインブドウ栽培に取り組んでおり、立科町に住居を探している方がおります。

ご質問の新規就農を目的とした移住希望者総数としましては、果樹栽培部門では、今言ったように4組5名の方を把握しております。この方々は、既に就農している、もしくは近い将来、立科町に就農されるであろうと思われる人数になります。今言った4組5名の方以外にも立科町でのりんご栽培による新規就農を探っているという方

がいるということは承知をしております。

なお、果樹以外の作目についての就農目的の移住希望者につきましては、把握ができておりません。ちなみに近年に4組6名の方が、主に野菜になりますけれども、現実にIターンで新規就農は来ていただいております。また、受け入れ態勢につきましては、まず研修態勢につきましては、JA、JA果樹部会、農業改良普及センター、佐久地域振興局等とも連携をとりまして、十分な態勢がとれているものと認識しております。

しかしながら、この移住希望者の皆さん全てが住む場所、今後の生活の拠点を見つけれず苦勞されていると聞いております。町の空き家バンク等につきましては、ご紹介しているものの、物件そのものが少ないので、マッチングできていないのが現状です。

それから、りんご栽培の希望先等につきましては、JA果樹部会のほうで園地継承の調査等をしておりまして、おおむね今現在の希望されている方の園地は確保できそうだということ聞いております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 半分安心をし、半分ちょっと不安でありますけれども、やはり新規就農の皆さんが立科町に移住、なおかつ定住をしていくという思いの中から果樹栽培に取り組むという事で、その思いがかなっていくということになりますと、やはり何といても居場所ということになります。冒頭、同僚議員のところでもお話がありましたけれども、中々ニーズに合った家屋が見つからないという状況が、今の立科町の状況かというふうに思います。

同僚議員からも出ましたし、私も昨年12月の一般質問でお話もさせていただきましたし、お聞きもしましたが、町が補助をして、住みたいところに空き家をリフォームしてその方法の補助をするとか、あるいは逆に行政が空き家をリフォームしてというようなことで、これも同僚議員のほうも、関係について担当課長のほうで答弁をされておりますけれども、やはり非常に難しい部分が、何といても、それは所有者の承諾もありますし、条例の改正という問題もありますでしょう。また、税や財政面等の問題もあって、現実的には非常にハードルが高いということは、私の立場でもわかるわけでありまして、いずれにしても、やはり担当課では前向きに検討するという答弁もされております。

ちなみに、ちょっとご紹介しますと、担当課でも承知しているかと思いますが、大鹿村とか、朝日村などの事例を見ましても、やはりリフォーム関係、あるいは新築というよりも古民家に対する改築に対しての補助もしている。あるいは今、立科町はどうなんでしょう。この後、お聞きしますが、家屋、要するに空き家バンクに登録されている中でも、中に家財等があったり、いろんなものがあって面倒くさい。あるいは

それを片づけるにはお金もかかる。こういうような事例もあるやに聞いておりますが、この辺についての実態と、そこに補助をしていくというようなお考えは検討されたことがあるのでしょうか、ないのでしょうか。担当課長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 実態としまして、住まなくなった住居が物置がわりになっているというようなこと、それから特に仏壇とかがあるので、ちょっと貸せないとか、そんな話を聞いております。それから、町村によっては、片づけの補助金を出しているところもございます。その実態については承知しております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ということは、今のご答弁では立科町ではまだ検討していないというふうに理解してよろしいですか。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 先ほどのリフォーム補助金とあわせて検討するべきだと思っております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） わかりました。前向きにということのようでございますので、よろしくお願いをします。

これらに関連して、これらの方法以外で、先進的に取り組まれている実施事例が県内市町村にあるでしょうか。例えば民間の関係だとか企業とか、そういうふうな関係があるのでしょうか、ないのでしょうか。担当課長をお願いします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 午前中の一般質問の中にもありました、町がリフォームして貸すというのについては、私も実際、お聞きをしたことがありますので、調べてみたんですけど、県内等で実施しているところは見つかりませんでした。なお、建築事業者に対して補助金を出しているようなところもございました。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、課長のほうから答弁があったのは、多分、飯妻町当たりの事例だというふうに私も思うわけですが、空き家住宅の活用改修費を補助していくという、交付要綱をつくって行政では進めているというような話も、私もお聞きをいたしました。

そういったことも含めて、これから立科町でも、空き家という問題もそうなんですけども、やはり所有者がおります。その所有者の方というのは、1年間に夏とか冬とかお帰りになって、普段はいないけども、その時は帰ってきて、行く行くはやはり先祖代々の家を守っていきたいんだというような方も多いというふうにも思います。

ただ、それに手をこまねいてるだけでは前には進みません。もちろんIターン問題もございますけれども、やはり何といても人口をふやし、そしてこの立科町を活性化していくという意味合いの中からは、そういったことが必要かなというふうにも思

います。

それでは、これらに関連して、町内で新規就農を希望する、あるいは新規就農をされているというような方の中に、定住したいと思っているんだけど、自分は既婚者ではなくて、単身者だ。そういった場合に、町営住宅、アパートなどへの入居が可能なかどうか。私は難しいのかなというふうに思うんですが、可能かどうか。もし可能でないとしたら、ほかにどんな方法があるのか、担当課長にお伺いいたします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） それでは、町営住宅につきまして、お話をさせていただきたいと思っています。

まず、町営住宅でございますけども、現在、町営住宅にあいてるところはございます。ただ、実際に町営住宅に入っていただくとなりますと、まず町民になっていただくというのが一番のことになります。それから、あと所得につきまして制限がございます。もともと町営住宅につきましては、住宅に困窮している方のためにつくった住宅でございますので、所得については制限があるということでございます。

そのような部分はクリアできれば、町営住宅に入っていただくことは可能だと思っております。

議長（西藤 努君） よろしいですか。片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） それから、単身のお1人での入居ということになりますけれども、これも年齢が制限がございます。高齢者ですと真蒲住宅には単身ご入居いただけますけれども、その以外の町営住宅等につきましては、単身の入居はできないことになっております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） やはりいろいろ制約があることは承知もしておりますけども、何といたしてもそういう方がいるのに、その方の意に沿えなく、対応できないということになりますと、先ほど来から申し上げますように、そういった意気込みを持ってきてる方の思いを消さない、意気を消さないようにしていただきたいなと思いますので、そういう方がいたら、本当に親身になってご相談に乗っていただいて、1人でも多くの方が、この立科町で新規就農に当たっていただいて、その方が最終的にはこの町に住んで、ずーっといていただくということが私はベターだというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、以上をもって最初の質問は終わらせていただきます。

次に空き家ですね、空き家の適正管理と利活用に資する「空き家等対策計画」を作成する必要があると考えるが策定は、について質問をいたしますが、このことについても既に同僚議員の質問に対して、策定はされていないという答弁がございました。

そこで私からは、今後策定するとしたら、現状を把握する中で立科町にとってどんなメリットや策定効果が考えられるのか、担当課長にお伺いいたします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 空き家等対策計画につきましては、地域活性化のために空き家を再生し、活用する、空き家の再生活用、それから住居環境の改善、整備改善のための空き家の除去、このようなことが実施できるということの事業がございます。

これは補助事業ということでございまして、補助率は2分の1等になってございます。まずは空き家の除去でございますけれども、これにつきましては補助事業を使った中で、家屋の撤去等実施をできるというメリットがあるかと思えます。

それから、空き家の再活用でございますけれども、こちらにつきましては、地域活性化のために住宅を再生をすることになりますけれども、一例でございますけれども、例えばそれを観光の交流施設に利用するとか、あるいは低所得者向けの住宅に活用するとか、そのようなことが例としては記載をされてございました。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 私ちょっと勉強不足で、今課長のほうからお話を聞くと、ちょっと光が少し見えたのかなというふうに思います。いずれにしても、この空き家の問題については、同僚議員のほうでもるる質問がありましたし、ご答弁もありました。

私は詳細についてはあまり追及はいたしません。いずれにしても、空き家等の問題は多岐にわたるということでありますので、県、あるいは関係機関、関係機関というのは当然弁護士さんとか、司法書士さん、土地家屋調査士さん、あるいは行政書士さん、不動産業者等々と連携して実施していく相談体制を整備するには、役場内あるいは立科町に今度できましたサポートセンター等々の窓口に、そういったものの相談窓口を設置するお考えは、現段、町長のほうで持ち合わせているのでしょうか、いないのでしょうか。町長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） これは先ほどもお話をしたと思えますけれども、研究をしていきながら、それを踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それでは、十分ご検討されてということでございます。

どちらにしても、空き家等の対策計画というのは、当然立てていかなければ、今12町村ぐらいですか、策定されているというのは6月22日の信毎にも載っておりますけれども、いずれにしても、これらについてはどのように作るか、作ったはいいいけど、それをどのように活用するかという部分のところははっきりしないと、ただ作っただけでは、絵に描いた餅ということにもなるわけで、その辺のところは十分ご留意いただいて、できればつくっていただければありがたいというふうにも思うわけです。

ちょっとこの点のところを私のほうでまとめますと、空き家等対策計画の策定に当たっては、ただいまの県が住戸1件ごとに空き家対策の情報や意見交換を進める協議会、まあ、冒頭のところでもちょっと話がありましたが――を設置して、計画作成の

後押しをするとも聞いております。町にとって、空き家対策の一助となるのであれば、県の指導を受けながら十分な検討をいただき、町の実情に合った空き家対策が講じられるようにご期待を申し上げて、2点目の質問を終わらせていただきます。

それでは次に3点目の質問に移らせていただきます。

移住者と地域住民との交流に対するフォローアップ体制は、について担当課長にお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） フォローアップ体制をということですが、今年4月にふるさと交流館芦田宿に移住サポートセンターがオープンしました。移住希望者を一元的にサポートするために、地域おこし協力隊員にその運営をお願いしております。

また昨年度ですか、移住コンシェルジュ養成講座を開設しまして、その受講者を中心に移住アンバサダーという組織を組織しました。移住希望者への情報発信、移住体験ツアーやセミナーなどへの協力、移住者や移住希望者の相談に対しての助言、移住地の地域住民との調整、移住者間の交流促進などをボランティアで行っていただく予定でございます。

メンバーの中には実際に立科町に移住された方もおりますので、移住者や移住希望者の相談相手になったり、アドバイスをいただけることを期待しております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） いずれにしても、このサポートセンターを主軸とした支援体制はもちろんだと思います。ですが一番は、もちろん町の態勢も大事です。もう一つは、やはり地域の皆さんとのかかわりです。地域の皆さんというのは現場です。そここのところについては、町はどのような後方支援といいますか、サポートの態勢が考えられますか。担当課長にお聞きします。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 地域というか、実際に移住する先にもよると思いますが、それらについても移住アンバサダーの皆さんにフォローしていただくのと、それから各区長、部落長さん等を通じて、連携をとって移住者のフォローに当たっていきたいと思っております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） しっかりとサポートしていただく、そういう体制を、一つには今、協力隊員の方お2人、女性の方おられます。ちょっと私が見ても、しっかりと協力隊員として活動されているというふうに思いますが、どうも町民の目線から見ると、ちょっと見えてきてないという部分も感じられるという話も聞きます。

そういった中で、協力隊員の皆さんというのは、外から来た、外からの目を見て、この立科町をどうするかということを考えておられるというふうに思っていますので、その辺も含めて、職員も一緒になってその体制づくりに加わっていただきたい、という

う体制をつくっていただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願いをします。

これはどんな人でも、他の地域に入って日々暮らすということは、地域の人たちとうまくつき合っていかなきゃいけない、そういった非常に不安に駆られる、移住者のみならず、訪れる人もそうだと思います。そういった皆さんが、地域の皆さんがお支えいただけるということは、もちろんでございますけれども、行政が先頭に立って、きめ細かな支援体制を構築されることを願って、3点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、最初の質問は冒頭、同僚議員のほうでしっかりと質問し、ご答弁もされておりますので、私のほうではちょっとさわり程度にやらせていただいたというふうにご理解をいただきたいわけですが、次に2項目めの質問に移らせていただきます。

町民益に叶う役場組織体制とは、について2点ほど伺います。

1点目は、職員採用に当たっての考え方は。また、人口規模や財政力等に鑑み、現状の職員数は妥当か、について町長並びに担当課長にお伺いします。なお、担当課長には、職員数については年度比較を交えてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。町、職員の採用は、立科町が未来永劫、継続していく上で、大変重要なことと考えております。この職員採用に当たっては、応募者に広く門戸を開き、本人の持つ行政への適性や能力を公正に審査し、決定をしております。また数年前、中途退職者が多く発生したことや、退職者の不補充により職員の年齢構成のバランスが崩れ、35歳以下の職員が極端に少ない状況となったため、不足する年代の社会人枠の採用試験を行い、バランスのとれた職員構成としてまいりました。

また現在、任期付職員7名と再任用職員3名を採用しており、時代の変化に合わせ、職員数を柔軟に変化できる体制としております。人口規模などによる現状の職員数についてのご質問ですが、国の統計数字などは、総務課長に報告をさせますが、本年度採用試験は、過去2年間実施してきました社会人枠の採用を年齢構成のバランスが整ったことによりとりやめ、平準化した職員採用の計画をしております。

詳しくは総務課長よりご説明をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 全国の他町村と職員数を比較する資料といたしまして、総務省自治行政局が毎年実施しております地方公務員、失礼しました、地方公共団体定員管理調査がございます。この調査を集計した類似団体別職員数の状況がまとめられております。立科町と同じ類似団体とは、人口規模が5,000人から1万人未満の産業構造の類

似した団体で分類されまして、立科町と同じ分類は全国で109団体となっています。

この109団体と比較をするために、人口1万人当たりの職員数を換算し、比較をしております。平成28年4月1日の一般行政職の、立科町の職員数は、109団体中、少ないほうから6番目となっております。また、本年4月1日までの1年間で12名増員しておりますので、来年度の公表では20番台になるものと推定をしております。

財政状況や町村の面積の違いなどもあり、一概には言えませんが、類似団体109団体中、少ないほうから20番目ということでございますので、多い職員数ではないのではないかと考えております。

また、この調査に基づく職員数を年度ごとに申し上げます。この数には、任期付職員、再任用職員が含まれ、県や広域などへ派遣している職員は除いております。平成29年4月1日が96人。28年度が84人。27年度が74人。26年度が90人。25年度が93人。24年度はハートフルケアたてしな事業会計で19人含まれておまして、それを除きますと95人となっております。

国では市町村合併が進み、全国的に基礎自治体である市町村の規模や能力が向上したとして、市町村への権限移譲を進めてきております。平成23年4月の第1次地方分権一括法から今年の4月に公布されました第7次地方分権一括法までの間に、多くの権限が県から町に移譲されています。権限が移譲されましたことにより、住民サービスの向上は図られておりますけれども、一方で職員にこれまで以上の専門的な知識が求められるとともに、業務が増加している現状がございます。

また、国からは基礎自治体として、公会計の導入を初め、各種計画やプランの策定が自治体の大小にかかわらず一律に求められており、負担がますます増加していくことが考えられております。

今後、業務改善や若い職員の育成を進め、円滑に業務が進むように体制づくりを進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、団体が109団体、全国にあって、そのうちの下から6番目と、1万人に比して比較した場合ということですが、これは当然のことながら、ただ単に数の問題とか、それはいろんなものが加味されてきますので、一概には確かに言えないということとあわせて、その自治体のある、いわゆる位置、非常に利便性のいいところにあるのか、あるいは非常に山合いにあるのかというようなことも含めて、いろんな面で比較が難しいという部分があると思いますので、今お聞きしたところでは、下のほうだということでありましてけれども、24年度から28年度の間では、27年度が落ちたと、これは先ほど町長のほうから話がありました。

平成28、29年度における新規採用職員のうちに、専門職員、これは任期つきも含めての内訳と、採用職員の出身地別——これはさっき町長が広く門戸を開いてというお

話がありましたけれども、今町内の中には、やっぱり役場職員というものに対する採用というものについては、非常な思いを町民の皆さん持つておられるというふうに思いますが、その辺について、この出身地別の数はどうかということも含めて、担当課長にお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。28年度に採用した職員は8名ございます。一般職が2名、保育士が2名、それと任期付職員が4名でありまして、町内出身者がうち4名ということになります。

29年度に採用した職員は15名ございます。一般職が4名、土木1名、保険士2名、管理栄養士2名、保育士4名、それと任期付職員2名でありまして、町内出身者は6名ということでございます。採用に当たりましては、職業安定法や雇用機会均等法に基づきまして、出身地を制限した採用はしておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 出身地を限定する必要はもちろんないんでしょうけれども、私、先ほど申し上げたように、そういった町民の思いっていうのもありますので、その辺がどうなのかなということで、今お聞きをしたわけでありまして。これはどのように町民の皆さんがとるかは、また別ですけれども、いずれにしても、そういった中で、今の町内の状況がどうなのかということのも一つの目安になってくるのだろうというふうに思います。

次ですが、多くの職員を採用する場合に人件費の長期負担額、いわゆる人的ランニングコストを試算した上で、職員採用等、それから数を決めておられるというふうに思われますが、その資産数値をお持ちでしたら、ここでお聞かせをいただきたいと思えますし、また超勤手当の額が、決算書の関係を私なりに調べてみますと、26年度と比べて27年度、28年度の額が大幅に増えているように思うわけですが、ここらも含めて担当課長からご答弁をいただきたい。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 長期にわたって試算をされているかということなんですが、立科町の行政を将来にわたり継続していく上で、職員はなくてはならない存在であるとは思いますが。ただ増やし過ぎると財政負担が危惧され、減らし過ぎると業務の停滞や行政サービスの低下が懸念されるということでございます。

ここ数年の急激な職員の増減は、これは決して行政的にはいいことだとは思っておりません。平成24年度に95人働いていた職員が、3年後の平成27年度までには21人減少している。その後2年間でまた22名増加しているということです。結果的にはこの5年間で職員が1名増員になっているよと、こういうことなんですけれども、現在の職員の中には、先ほど町長からもお話がありましたとおり、任期付職員が7名、再任

用職員を3名、合計10名含んでおります。将来の社会情勢の変化に柔軟に対応できる職員体制としているということでございます。

新採用職員の数は、決めてはおりませんが、今年は社会人枠の採用を全体的なバランス、職員の年齢バランスがとれたということで行わないということでございます。将来的にも平準化した職員採用をしていく必要があるというふうを考えております。

また超勤手当の増加ですけれども、金額を申し上げますと、26年度が429万8,000円。27年度が516万9,000円。28年度が632万円というふうになっております。これを平均1人当たりの月額に換算いたしますと、平成26年度が3,979円。27年度が5,821円。28年度が6,269円となります。これを平成26年度と比較いたしますと、1,840円から2,290円の差額が生じます。これを1人当たりで換算しますと、月1時間から2時間程度の残業が増えたという計算になろうかと思っております。

この要因ですけれども、27年度は職員が大幅に減少しているということで、残業が増えている。またさらに総合戦略などの計画の策定があったというようなことで、増えているのではないかと思っております。28年度にいたしましても、平成26年度の職員数よりも少ない中であります。また業務につきましても公会計制度への移行の準備、あるいはマイナンバー制度が始まるということでその準備等が、いろんな要因があって増えているのではないかというふうを考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 本当に、担当課長からお聞きすれば、そのとおりだというふうに理解すればいいのか、そうでないのかというのは、私もここで本当の判断はできませんが、いずれにしても、やはり一時期、多分これは26年度に減って、27年度当初が少なかったということではあるんでしょうが、それは当然さかのぼれば、その当時、今採用を四、五年のうちかなりの数の方を入れたということが大きなひずみが来ていることも事実だとは思います。

しかしこうやってやって、やはり年齢差を考えて入れたとしましても、多くの人をこうやって2年間の間に入れてきているということは、そうは言いますが、やはり金額的にも人件費ですから、これは伸していくだろう。特に今年の28年度の決算審査意見書の一般会計歳出の公正の中でも前年度と比較して2億2,611万2,000円増額になった。これはあくまでも社会人枠の新規採用の人件費等だけではない、消費的行政経費ということの増額ではありますが、こういった要因が今後、やはり人口が減っていくという中でどうなのかという部分では、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。議員がおっしゃるとおり、いつまでもこのまま職員数をふやすことが適当かということは、やはり考えていかなければいけな

いというふうに、私自身も思っております。ですから、年齢構成のバランスが整ったことにより、社会人枠の採用をとりやめたり、また平準化した職員採用を計画していくことによって、未来永劫この町が自立をしていけるような町づくりをしていく必要があるというふうに考えています。

しかし、やはりこれからの職員数に関しては、いろいろな効率化の問題、また技術が向上する中で人を減らすことができるかどうかということは、それも考えていきながら行政運営はしていくべきだというふうに思っています。ただ、私が就任をして以来、職員の人数が、僕は少ないというふうに考えた中で、職員を増やしているということは事実であります。しかし、議員がご心配をされているような、いつまでもこのままのペースで増やしていくかということに関しては、私もしっかり考えていながら、適正な人数を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、町長おっしゃっていただいたとおりでと思います。私もちょっとこの2年間を見て、非常に危惧をしました。人口減少とともに職員数の抑制というのは、これはもうどこの行政も避けて通れないことだと思いますし、特にこれから立科町も注視していただいて、注意をしていただきたいのは、専門知識豊富な任期付職員だとか、あるいは経験値のある再任用職員、こういった人たちの力というのは非常に大事になってくるんじゃないか。

もちろん相手あることですから、一概には言えませんけれども、そういった皆さんの、やっぱり経験値のある皆さんの力をかりて、新人で入った皆さんの部分を補っていただく部分をこれからも考えていただければというふうに思いますし、将来を見据えた、均衡ある年齢の職員採用を、今町長も言っておりましたとおりで望みますので、1点目の質問は終わらせていただきます。

次に2点目の質問に移ります。各課の職員配置は、町民の負託に応え得る体制か、について町長にお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

町民の負託に応えるべくまた、今後立科町の行政を担っていく若い職員の育成を考え、限られた職員の中で、最大限配慮をした職員配置としております。

ただ、数年前の大量の定年退職者や中途の退職者により、職員の3分の1が現在5年未満の行政経験の浅い職員となっているのは事実でございます。経験の少ない分、新しい感性や改革に期待をしておりますが、行政には、公平性や持続性などが求められておりますので、この若い職員の育成が今後の行政運営にかかわる重要な課題として、私も認識をさせていただいております。

それぞれ責任ある業務担当を与え、成長を促しております、これらの職員の経験を

積むことにより、さらに町民に寄り添った行政運営ができるものと私は考えておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今町長おっしゃっていただいた、そのことを、やはり、常に肝に銘じていただいて、進めていただきたいと思います。職員数は増えても、里の基幹産業である農林管轄の担当課の職員の体制、また、国の法改正あるいは制度改正等によって、頻繁に事務量が増えて煩雑になっているようなふうに私は思える町民課の職員体制に問題はないのかどうか、ここは副町長にお聞きをいたします。

議長（西藤 努君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） お答えをいたします。

先ほど総務課長の答弁でもありましたけれども、職員を増やすというようなことであれば、行政サービスの向上にもつながっていくとすることができるわけですが、反面、財政面の課題が懸念されるというようなことがございます。

ただいま議員よりご指摘をいただきましたことに関しましては、役場全体の職員配置を総合的に検討をしまして、職員の配置を行ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、限られた職員数の中で、最大限成果が上げられるように、職員の配置に努めていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 私、今、何でそんな質問したかといいますと、やはり、私も改良区にいた職員時代がございました。でも、農林課の関係は、ほぼ前とあまり変わってない、陣容もあまり変わってない。一番のこれからの立科町の里の農業を支えていく一番の所管がこれでいいのかというのが一つです。

また、町民課の関係で申し上げたのは、確かに保健師さんとかいろんな専門職の方がもちろん入ってきてますが、一番は、その事務量をこなす職員がいるのかどうかという問題の中では、非常に私は危惧をしておりましたので、質問させていただいたわけでありまして、その辺は十分、副町長のほうでも、今後もう一度再検討をいただいて、それでいいのかどうかご確認をいただければというふうに思います。

ここでちょっと米村町長にお聞きをいたしますが、米村町長、最重要課題である町全体の山と里の観光事業の活性化、とりわけ索道事業経営改善策は喫緊の課題であるということはお案内のとおりでございます。しかるに、索道係をなくし、観光係のみで現在係長がいないというふうに、私は認識しておりますが、その職員配置でいいのかどうか、公募によって、任期つき職員として町長から任務を受けた観光事業推進室長が、従来の2係の長を兼務しているように私は思えてならない。阿部室長にとってみれば、私も、昨年12月にお聞きをしておりますけれども、索道事業経営改善策及び町全

体の観光ビジネスの方向性を見出す役割なんだというふうにおっしゃっておりますし、私もそのように理解をしておったんですが、なぜ特化した課長職業務に専念をさせないのか、また、観光事業推進室は、当初役場内に私は置かれていて、室長いたと思うんですが、現在どこにあるんでしょうか、町長にお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

観光事業についての非常に皆さんからの不安な思いがこの質問になっているかなというふうに思っております。

私は、しっかりこの辺は索道事業も含めた中で、山の観光、里の観光も含めた中で観光事業推進室という中で、とりわけ、やはり山の観光、索道事業に関してどういうふうな改善をしていけばいいのかということも、やはりしっかりと併行して行わなければいけないというふうに考えております。

私は、就任して任期中にしっかりと結論を出しながら進めていきたいということは、議員の皆様にも、時間を使いながらお話をしているというふうに考えております。

そういう中で、主眼はやはり山のほうに置きながら、やはり両方を考えた観光事業を私は考えているつもりでありますし、また、それに見合って、私は職員は動いているというふうに思っています。

この中で、今議員がおっしゃったとおり、職員数が本当に適切かという部分においては、非常に以前よりは人数が少なくなっているというふうに、皆さんも捉えているとおり、私も少ない人数の中でしっかりと業務をこなしていただいているというふうに思っています。

観光商工課長ともゆっくりその辺は話をしながら、今後の進め方については、やはり、しっかりと担当課とも、また課長とも、また職員とも打ち合わせをしていながら進めていくつもりであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） じゃあここでちょっと阿部室長に伺います。昨年12月の1日付で任命をされております。任期は何年ですか、昨年私もちょっと聞いておりますけども、もう一度室長のほうから。

議長（西藤 努君） 阿部室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） 任期は1年任期でございます。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 12月1日に任命されて、職員について、任期1年ということは、11月末ということですよ。今、何月でしょうか。9月も時期半ばになろうとしているところでありますが、今、室長が進めてきている1年間の責務と申しますか、業務という

のは、やはり、先ほど私が申し上げたように、少なくとも、索道事業経営改善策並びに立科町里山をあわせた全体の観光ビジネスの方向性を出す、それが平成30年には米村町政が一つの方向づけをするんだというふうに、私は12月にご答弁をいただいているというふうに認識をしておりますけれども、現状の中では、全く係長職のようなことをやっておられて、ご自身が特化されておる部分がない、そういう部分を考えますと、町長、もう一度、この室長に対する任命はどのようなことをご命令をされたのか、もう一度ご答弁ください。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

観光事業推進室長については、今、議員のおっしゃったとおり、任期1年の中で、12月が任期満了になるということは、私も承知はさせていただいています。その中で、私がお与えた任務について、しっかり行っているというふうに私は評価をしております。その中で、今いろいろな部分の中で、皆さんからもご心配をいただいていると思えますけれども、その辺をしっかりと指示を出しながら、私は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 時間も残り少なくなってきましたけれども、最後の結びに入る前に、もう一点またお聞きをしますが、いわゆる私も昨年12月には、非常な期待と思いを持って、阿部室長に対してエールを送ったつもりです。現状の中では、マスタープランの作成というのは、本年3月の定例会の議会本会議で予算議決がされている。これによって、4月以降、早期にかかっただいて、まず原点を見つめ直していただいて、最終的には、こういった構想にするんだということになると、マスタープランそのものの発注そのものが、現実おぼつかない状況でずっと来ていたという中で、これからの残りの期間の中でできるのかどうか、阿部室長に伺います。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） あすの一般質問の中でも同じようなご質問があろうかと思いますが、議員のおっしゃるとおり、当初、昨年12月から私就任いたしまして、3月の議会、6月の議会でお話もさせていただいております。進捗といたしましては、あすご答弁する予定でございましたけれども、現在のところ進んでいないのが現状でございます。

先ほど町長の答弁のとおり、今現在、索道事業改善ということで、集客力の向上、収支改善等々、それから、生産性の向上、人件費も含めたことですが、こういったものに今傾注をしております。ただ、これだけではだめだというのは、もちろん私も認識しておりますので、早期にマスタープランのお認めいただいた予算でございまして、これもまた委員会等でいろいろ議論させていただきたいと思っております。

ども、早期のマスタープランの作成というものは進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それでは、最後の私自身のまとめを申し上げます。

必要な職員数の確保というのは、もちろん必要だと思います。必要だと思いますし、私もそのように考えますが、職歴の浅い職員が多い係において、事務処理の間違いや業務の効率性が悪いなどの問題も起こりやすいということは感じられるわけでありませう。また、重点施策を進めるために必要な職員配置ができなければ、目指す成果は私には得られないと思います。町民益にかなう行政運営を行っていくために、職員体制をどのように構築していくのかということ、もう一度やっぱり見つめ直していただき、新たな立科町の職員体制を構築いただくことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西藤 努君） これで5番、両角正芳君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時40分 散会）